

第12期第2回福岡県個人情報保護審議会
第二部会（住基・番号法部会）次第

日 時：平成27年2月19日（木）10時00分～
場 所：県庁行政棟10階特9会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について
- (2) その他

3 閉 会

[配付資料]

資料1 質問書

資料2 特定個人情報保護評価指針第10（2）に定める審査の観点における主な考慮事項

【提出書類】

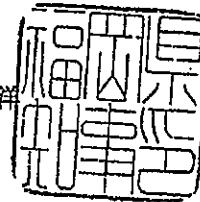
- 1 諮問書（平成27年2月4日付け26税第5462号）
- 2 県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書（案）
- 3 参考資料
 - ア 県税の賦課徴収関係事務 基礎項目評価書（案）
 - イ 事務フロー図
 - ウ 委託契約書の写し
 - a 税務電算処理システム運用管理等業務委託契約書
 - b 自動車二税申告受付等に係る業務委託契約書
 - c 自動車二税の分配処理（異動処理）に係る業務委託契約書
 - d 滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託契約書
 - e 県税収納管理業務委託契約書
 - f 委託契約書（不動産取得税データパンチ業務委託）
 - エ 県税の賦課徴収事務を対象とする「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の要旨抜粋
 - オ 個人情報取扱特記事項に標準的に記載されている内容

26税 第5462号
平成27年 2月 4日

福岡県個人情報保護審議会

会長 岡本 博志 殿

福岡県知事 小川 洋
(総務部税務課)



県税の賦課徴収関係事務を対象とする
「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、下記の事務に係る全項目評価書（案）について貴会の意見を求めるので、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第51条第2項第3号の規定に基づき、諮問します。

記

1 特定個人情報保護評価書の名称

県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書

2 事務の内容

福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。

具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税並びに軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。

また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行っている。

3 諒問の趣旨

社会保障・税番号制度の導入に伴い、本県においても県税の賦課徴収関係事務の効率化・正確性向上をさらに進めることを目的として、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有するため、特定個人情報保護評価書を作成する必要があるところ、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、意見を求めるもの。



(案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

福岡県知事

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収関係事務				
②事務の内容 ※	<p>福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。 具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税 並びに 軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。 また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行い、税収確保に努めている。 事務の流れ及び詳細は、「(別添1)事務の内容」参照。</p>				
③対象人数	[30万人以上]	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務システム			
②システムの機能	<p>税務システムでは、県税の賦課徴収関係事務に関する電算処理を行う。 システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通管理機能：プログラムの実行管理、データベース管理、他システムとの連携等、システム稼動のための基盤機能。 ・ 宛名管理機能：複数の税目で管理されている納税者等を、名寄せして一元的に管理する。 ・ 課税機能：全ての課税業務について、税法等に基づいた課税・更正、照会業務、各種統計処理等を税目単位で行う。 ・ 収納管理・滞納整理支援機能：課税機能により課定された税金の収納・徴収業務を、税目に関わりなく一元的に行う。 ・ 個人番号管理機能：個人番号を一元管理し、宛名管理機能・課税機能・収納管理・滞納整理支援機能と連携する。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>			

システム2~5

システム2

①システムの名称	団体内統合宛名システム			
②システムの機能	<p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体内統合宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号の付番及び業務利用番号との紐付け等を行う機能。 ・ 宛名情報等管理機能：団体内統合宛名番号、個人番号、業務種別、業務利用番号及び基本4情報の管理等を行う機能。 ・ 基本4情報等出力機能：個人番号、基本4情報の中間サーバー及び業務システムへの提供等を行う機能。 ・ 符号取得支援機能：符号取得支援等を行う機能。 ・ 情報提供支援機能：中間サーバーに対する特定個人情報登録等を行う機能。 ・ 情報照会支援機能：中間サーバーに対する情報照会の要求依頼及び情報照会結果取得依頼等を行う機能。 ・ 庁内連携支援機能：個人番号を利用した庁内連携の支援等を行う機能。 ・ 共通変換機能：文字コード及びデータ形式等の変換を行う機能。 ・ 職員認証・権限管理機能：職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う機能。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>			

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 符号管理機能：符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ・ 情報照会機能：情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ・ 情報提供機能：情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ・ 既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・ 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・ 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ・ データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・ セキュリティ管理機能：特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ・ 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ・ システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバ部分）
②システムの機能	<p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認情報の更新：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・ 都道府県の執行機関への情報提供：都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ・ 本人確認情報の開示：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ・ 機構への情報照会：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・ 本人確認情報検索：代表端末又は業務端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・ 本人確認情報整合：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から 国税連携システムを使用して受信している。</p> <p>国税連携システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ 及び 確定申告書等画像データのダウンロード 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名

税務システムデータベースファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 福岡県では番号法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。
②実現が期待されるメリット	個人の特定 及び 個人の宛名の突合の正確性が向上することにより、県税の公平・公正な賦課徴収につながる。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条
--------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		番号法第十九条第七号 及び 同法別表第二の二十八の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十一条

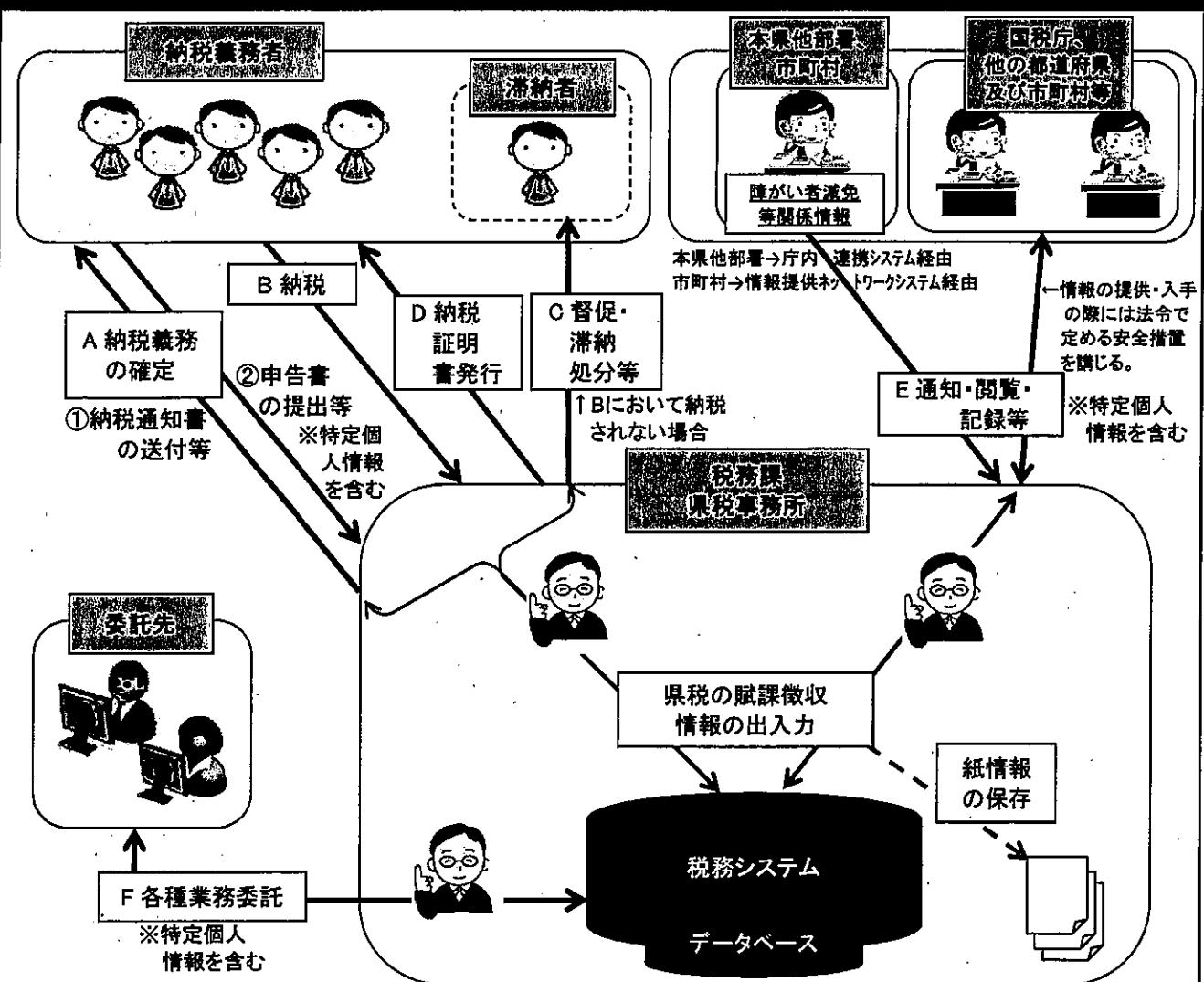
7. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長	総務部税務課長 横崎 綾子

8. 他の評価実施機関

—

(別添1) 事務の内容



(備考)

福岡県では、税務課 及び 県税事務所において、主に情報を管理する「税務システム」を基に県税の賦課徴収関係事務を行います。また、一部業務を外部委託しています。

県税の賦課徴収関係事務について、具体的には以下の流れとなります。

<納税義務者への賦課徴収関係事務>上表A～D

A 納税義務の確定 … ①県による納税通知書の送付や ②納税義務者からの申告書の提出等により、納税義務が確定する。場合により、減免や徴収猶予等を行う。

(※ ②納税義務者から提出された申告書等には、様式により、特定個人情報を含むものがある。)

納税通知書に記載される個人情報等は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。

納税義務者による申告書等の情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

B 納税 … 紳税義務者からの納税情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

C 督促・滞納処分等 … 納期限内に納税されない場合は、滞納者に対して督促や滞納処分等を行う。

滞納関係の情報は主に「税務システム」に蓄積する。

D 納税証明書発行 … 「税務システム」に蓄積したデータを基に、納税者に対し、場合により納税証明書を発行する。

<本県他部署、国税庁、他の都道府県及び市町村等との情報のやり取り>上表E

E 通知・閲覧・記録等 … 上記行政機関等との間は、番号法令及び地方税法令等に則り、情報のやり取りを行う。

障がい者減免等関係情報の入手について、本県他部署からは府内連携システムを経由、市町村からは情報提供ネットワークシステムを経由して入手する。その他、情報の提供・入手の際においても、法令で定める安全措置を講じる。(※ 番号法令で認められた範囲内で、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)

県発信の情報は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。

県へ送られてきた情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

<各種業務委託>上表F

F 各種業務委託 … 税務事務に関するデータ入力作成委託、パンチ委託 及び 納税通知書の封入封緘等委託等、各種業務を委託する。(※ 委託の内容によっては、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p style="text-align: right;">[] システム用ファイル []</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[] 100万人以上1,000万人未満 []</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者 及び 課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
④記録される項目	<p style="text-align: right;">[] 100項目以上 []</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p style="margin-left: 20px;">[○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p style="margin-left: 20px;">[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</p> <p style="margin-left: 20px;">[] その他住民票関係情報</p> ・業務関係情報 <p style="margin-left: 20px;">[○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報</p> <p style="margin-left: 20px;">[] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報</p> <p style="margin-left: 20px;">[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p style="margin-left: 20px;">[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報</p> <p style="margin-left: 20px;">[] 災害関係情報</p> <p style="margin-left: 20px;">[○] その他 (内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど))</p>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 及び その他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ・個人番号対応符号は、情報照会・提供に用いるため、中間サーバーにおいて保有する。 ・4情報 及び 連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	総務部税務課、各県税事務所(12事務所)

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人	
	[○] 評価実施機関内の他部署	(市町村支援課、保護・援護課、保健福祉事務所、障害者福祉課、障害者更生相談所)
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(国税庁)
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(他の都道府県、市町村)
	[] 民間事業者	()
②入手方法	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ
	[] 電子メール	[] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム 及び 政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)が確保されたシステムを利用。
	[○] その他	()
③入手の時期・頻度	①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年)	
	・税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。 (平成25年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回)	
④入手に係る妥当性	・自動車税 及び 自動車取得税の申告書記載情報と、自動車登録情報の突合結果情報。 (平成25年度実績 月2回)	
	②個別的に対応する事務に際して入手するもの(随時)	
	・申告書等を受け付けた都度。地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度。	
	以下、番号法令に則り、地方税法上の賦課徴収関係事務について、特定個人情報の入手ができるものをケース別に挙げる。なお、本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する全ての情報については、既に入手したものでないか事前に保有情報を確認した上で入手する。必要に応じて、住基ネットの利用により個人番号の真正性を確認する。	
	<番号法 第十九条 第三号のケース>	
⑤本人への明示	・自動車税に係る申告書等に記入された特定個人情報を、直接入手。	
	・本人又はその代理人(提供元)→本県(提供先)	
	<番号法 第十九条 第七号のケース>	
	・番号法第十九条七号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。自動車税等の障がい者減免、個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。	
	・都道府県の社会福祉関係部署 又は 市町村(提供元)→本県(提供先)	
⑥使用目的 ※	<番号法 第十九条 第八号のケース>	
	・番号法第十九条第八号、同法施行令第二十二条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第十九条に則り、各提供元から 地方税法に基づく県税関係情報を入手。	
	・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先)	
	<番号法 第十九条 第十二号のケース>	
	・番号法第十九条第十二号、同法施行令第二十六条 及び 同法施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。	
⑦使用の主体	・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	
	本人又はその代理人として定められた者から入手する情報については、提出者に使用目的を示した上で入手する。	
	本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する情報は、この限りではないため、入手の際の安全の確保として、情報提供ネットワークシステム等の番号法令に則った通信手段を使用して入手する。	
	県税の賦課徴収のため	
	変更の妥当性	一
⑧使用部署※	使用部署	総務部税務課、各県税事務所(12事務所)
	※	
⑨使用者数	使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[500人以上1,000人未満]

⑧使用方法 ※	<p>① 課税管理に関する事務 申告 及び 届出等による情報から、課税管理業務を行う。</p> <p>② 収納管理に関する事務 収納 及び 課税等の情報から、収納、還付 及び 充當等の収納管理業務を行う。</p> <p>③ 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から、滞納管理業務を行う。</p> <p>④ 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。</p>
情報の突合 ※	<p>① 課税管理に関する事務 課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、税の軽減等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、本県他部署、国、他の都道府県 及び 市町村等から入手した関係情報との突合を行う。</p> <p>④ 宛名管理に関する事務(①～③に係る宛名管理) 納税義務者 及び 課税調査対象者の確定等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、本県他部署、国、他の都道府県 及び 市町村等から入手した関係情報との突合を行う。</p>
情報の統計分析 ※	特定個人情報を使用して、特定の個人が判別しうるような統計分析は行わない。
権利利益に影響を与える決定 ※	県税の賦課決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] (4) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	税務システムの運用管理等業務委託	
①委託内容	税務システムの維持 及び 機能向上に係る運用管理等を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<選択肢> [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者 及び 課税調査対象者	
その妥当性	税務システムの維持 及び 機能向上に係る運用管理等を担う本委託において、システムの維持管理のため特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託に関する落札業者の氏名及び住所等について、公示を行っている。 福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名	株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	自動車二税(自動車税及び自動車取得税)の申告書に係る情報処理業務等委託	
①委託内容	①自動車二税の申告書の受付及びデータ化、②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る自動車二税の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)	
その妥当性	自動車二税の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。	

③委託先における取扱者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法	福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名	①福岡県自動車販売店協会 ②株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3	滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託	
①委託内容	福岡県税の滞納情報について、税務システムでの情報処理等を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る滞納者	
その妥当性	<p>滞納整理とは、税収確保に努めるため、納期限までに納付のない各種県税について、督促状の発付や滞納処分等を行うことである。</p> <p>本委託においては、上記滞納整理に伴う税務システムのデータ抽出・加工等を実施するため、滞納者の特定個人情報を取り扱う必要がある。</p>	
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法	福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名	株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		県税収納管理業務等データ入力委託	
①委託内容		①県税収入情報を税務システムに入力 又は ②課税情報をデータパンチする業務等を委託するもの。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
	対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
	対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者	
	その妥当性	県税の収入及び課税情報を税務システムに入力 又は データパンチする業務等を含む本委託において、納税義務者の特定個人情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑤委託先名の確認方法		福岡県情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供により確認可能。	
⑥委託先名		①株式会社ケー・デー・シー福岡支店、②株式会社BCC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託しない]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
	⑧再委託の許諾方法	<p>[] 許諾する</p>	
	⑨再委託事項	<p>[] 事項1</p>	
委託事項5			
委託事項6~10			
委託事項11~15			
委託事項16~20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない			
提供先1	市町村 及び 他都道府県			
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号、同法施行令第二十二条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号) 第十九条			
②提供先における用途	<p>現在、地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や併記等、外部の税関連機関への情報提供について、一部様式変更(個人番号記入欄の追加)に伴い、番号法令で認められた範囲内で新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税、個人事業税、たばこ税 及び 軽油引取税 に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他都道府県(提供先) 			
③提供する情報	福岡県税に係る 不動産取得税、個人事業税、たばこ税 及び 軽油引取税 の納稅義務者情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	福岡県税に係る 不動産取得税、個人事業税、たばこ税 及び 軽油引取税 の納稅義務者			
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>			
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納稅義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は隨時、提供頻度は不確定。			
提供先2~5				
提供先2	市町村			
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号、同法施行令第二十二条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号) 第十九条			
②提供先における用途	<p>現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法 第四十八条 第七項等に基づく外部の税関連機関との情報のやり取りについて、番号法令で認められた範囲内で、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税の徴収 及び 滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村(提供先) 			
③提供する情報	福岡県税に係る個人県民税の納稅義務者情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>[100万人以上1,000万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	福岡県税に係る個人県民税の納稅義務者			
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>			
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納稅義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は隨時。提供頻度は、平成25年度実績で年間約1,500件。			
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				

移転先1						
①法令上の根拠						
②移転先における用途						
③移転する情報						
④移転する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲						
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> 廊内連携システム	<input type="checkbox"/> 専用機器	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/>
⑦時期・頻度						

移転先2~5

移転先6~10

移転先11~15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<税務システムにおける措置> 税務システムについては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。申請書等の紙媒体については、施錠して保管する。															
		<p style="text-align: center;"><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p style="text-align: center;">① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>															
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>				1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年															
4) 3年	5) 4年	6) 5年															
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上															
10) 定められていない																	
その妥当性	<p>地方税法第十一節(地方税法第十七条の五～第十八条の三)により、地方税の法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、更正又は決定をすることができない旨(なお、賦課決定は三年、加算金決定は七年。)等が定められており、税務システムにおけるデータ及び申請書等の紙媒体の保管期間もこれに則る。</p>																
③消去方法		<p style="text-align: center;"><税務システムにおける措置></p> <p style="text-align: center;">不用となったデータについては、税務システムにおいて消去する。申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p>															
		<p style="text-align: center;"><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p style="text-align: center;">① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>															

7. 備考

一

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(税務システム 合計100ファイル...4,613項目)

宛名管理サブシステム (5ファイル・83項目)

KB番号リンクファイル 21	個人番号・法人番号 かたふりしょくひんしょく	固体統合宛名番号 こくてうごくわんめいばんごう	納税者番号 なぜうしゃばんごう	履歴返署 りきりはんしょ	漢字氏名 かんじしじょう
	組織区分 しきしゅくくわい	前後区分 ぜんこうくわい	住所 じゆど	件別 けんべつ	履歴返署(新) りきりはんしょ(しん)
	生年月日 せいねんげつにち	前個人番号・法人番号 ぜんこじんばんごう・ほんじんばんごう	後個人番号・法人番号 ごじんこじんばんごう・ほんじんばんごう	個人法人等区分 こじんほんじんだいくわい	更新日 かみりにち
	履歴返署(旧) りきりはんしょ(きゅう)	更新者 かみりしゃ	更新理由コード かみりゆうじゆコド	登録日 とうろくにち	更新日 かみりにち
	更新通知 かみりつうち				

納税者番号	登録番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	被記入区分
居住区分	割合区分	代表者名	代表者名	住所コード
登場	方番	登録番号	個人・法人等区分	登録番号
性別	生年月日	登録番号等	登録番号等	登録区分
住居区分設定日	登録コード	番号	付与番号	住居庄号(左端のみ)
方番氏名(表記)	住所(左端)	登録番号(新)	要登録番号(旧)	更新番
更新理由コード	登録日	更新日	更新時間	

KB納税者候補マスター 7	マスター区分 選舉選舉	カナ氏名 送付先区分	漢字氏名	住所	納税番号
------------------	----------------	---------------	------	----	------

KBドクターマスター	選択区分	新規登録番号	既存コード	既扱番号	差別情報
14	金融機関コード	店舗コード	口座種別	口座番号	口座名義人
	口番登録開始日	口番登録終了日	口番登録依頼日	更新日	

KB連帯納税義務管理マスター	連帯納税者番号	連帯納税者登録番号	納税者番号	納税者登録区分	納付書類登録区分
7	更新日	更新時間			

法人サブシステム (5ファイル...354項目)

KE法人基本登録マスター 65	法人番号	認証適用日	実質登録コード	税務登録コード	法規登録番号
	納税者番号	認質登録番号	税額区分	税額適用日	法人区分
	選択種別	分割区分	分割種別	非課税区分1	法人区分2
	東主決定区分	文本全国	文本未立会種	非課税区分2	
	延長登録日（原記入）	延長登録（変更登録）	延長理由	決算月1日	決算月2日
	新規登録用紙種	新規法人サイン	納税管理者等使用区分	税務登録範囲	税理コード
	納税者登録番号	連絡登録会社の納税者番号	番号	納税管理者等人等納税者番号	送付先納税番号
	支拂出付日	税額免除区分	税額免除有効日	法人設立日	税額免除認定法人区分
	選税ファイル注算フラグ1	選税ファイル注算フラグ2	選税ファイル注算フラグ3	選税ファイル注算フラグ4	選税ファイル注算フラグ5
	選税ファイル注算フラグ6	選税ファイル注算フラグ7	選税ファイル注算フラグ8	選税ファイル注算フラグ9	選税ファイル注算フラグ10
	選税ファイル注算フラグ11	選税ファイル注算フラグ12	選税ファイル注算フラグ13	選税ファイル注算フラグ14	選税ファイル注算フラグ15
	開始日	特許登録区分	更新処理区分	通報区分	電子申告区分
	納税者ID	認証日	取消日	登録日	更新日

KE基本登録更新メモファイル 22	法人番号	営業運営日	申請承認コード	入力画面区分	始証者番号
	事業年度開始日	事業年度終了日	開始運営	申請承認区分	登録区分
	法人名フラグ	法人名フラグ	登録者等フラグ	税理士フラグ	その他のフラグ
	連付先銀行フラグ	書類区分フラグ	差額フラグ	支票フラグ	
	受取日	更新日			

KE課税インターフェースF 8	納税者番号 管轄課税コード	登録番号 登録日	法人番号 更新日	使用区分	登録履用日
--------------------	------------------	-------------	-------------	------	-------

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

利子割サブシステム

(4ファイル…148項目)

KH基本マスター 23	特別徴収税金番号	課税選択	訂正選択	課税区分	特徴書納税者番号
	更正後特別徴収税番号	税額コード	當期所取	當期の賦課年月日	当初者始税者番号
	更正税額税コード	税額選択	税額区分コード	當期選付先コード	當期送付先の税番号
	更新処理区分	更新税額税番号コード	更新利用者コード	初期登録日	更正登録日

KH交付金データファイル
25

交付金・報奨金・補助金種別	対象番号	税額コード	類別	特徴書納税者番号
施設名等納税者番号	推定番号	推定年月日	通知事務所コード	通知番号
通知年月日	申請年月日	支払年月日	支払方法コード	支払方法コード
支払金額	支払税額コード	支払コード	口座選別コード	口座番号
口座名義人	暫時税額コード	取扱区分	送付先区分	更新年月日

KH固定ファイル
48

特別徴収税番号	実績年月	金融商事コード	開設年選択	課税区分
課税選択	課税年度	開設年度	本税利用区分	加算金利用区分
更正前税	本税	過少申告加算金	不申告加算金	追加算金
納税者番号	納税事務所	収納事務所	開設年由	開設才へオフ由
本税の開設年	本末納入履歴	納入履歴	開設年	開設年履歴
通知書発行日	延滞開設年月日	延滞増減税適用日	半導日	更正取次日
不徴収特例B	過帳納由	過帳納由	過帳如支給取次日	納付日
取納日	納付済税額	納付木税額	納付延滞金	更新年月日
納付者納税者番号	過帳免課税人納税者番号	更新税額原所コード	更新日	更新利用者コード
更新名義区分	更新税額番号	更新訂正番号		

KH調定移動ファイル
52

特別徴収税番号	実績年月	金融商事コード	開設年選択	課税選択
訂正選択	課税年度	開設年度	本税利用区分	加算金利用区分
更正前税	本税	過少申告加算金	不申告加算金	追加算金
更正後過少申告加算金	更正不申告加算金	納税者番号	納付年所	本税才へオフ由
更正後過少申告加算金	更正後不申告加算金	本税の開設年	本末納入履歴	開設年履歴
納付年所	開設年	開設決算日	通知書発行日	延滞開設年月日
納入履歴	開設年	開設決算日	不徴収清白日	過帳納由
延滞増減税適用日	延滞水口日	收納日	納付日	納付未税額
半導日	延滞水口日	納付木税額	納付延滞金	更新年月日
不徴収特例B	過帳納由	納付延滞金	納付者納税者番号	更新利用者コード
取納日	納付木税額	更新日		
納付者納税者番号	更新税額原所コード	更新訂正番号		
更新名義区分	更新税額番号	更新訂正番号		

個人事業税サブシステム

(1ファイル…49項目)

税選番号	税選コード	開設番号	納税者番号	管轄監視事務所コード
税別コード1	税別コード	該当区分1	税別コード1~2	税別コード1~2
税別区分2	税別コード2~3	税別コード3	税別区分3	税別区分
過帳区分	分割区分	開設日	税号	税号区分
開設年	分割年	注記コード1~2	税号1	税号開設日1
開設年提出区分	開設年提出月日	税号開設年	税号2	税号開設日2
税款年1	税款年1	税款年2	税号3	税号4
税款年2	税款年2	税款年3	税号5	税号6
税款年3	税款年3	税款年4	税号7	税号8
税款年4	税款年4	税款年5	税号9	税号10
税款年5	税款年5	税款年6	税号11	税号12
税款年6	税款年6	税款年7	税号13	税款年監視原所
税款年7	税款年7	税款年8	税号14	税款年区分
税款年8	税款年8	税款年9	税号15	税款年15
税款年9	税款年9	税款年10	税号16	税款年16
新税別コード	新税別コード	バッチ更新日	更新日	

不動産取得税サブシステム

(9ファイル…360項目)

KK基本登録マスター 49	課税番号	課税区分	開業区分	金算区分	課税年度
	課税年月日	課税年度	開業年月日	当初納付原所	更正後納付原所
	的確課税年月日	的確課税年月日	開業課税年月日	開業者登録	
	所有者登記	物主登記	所在地地番	する物件の物件番号(土地)	立てる物件の物件番号(直轄)
	所有者提出区分	所有者提出月日	税金算定原由	税金算定期間	税金算定期間区分
	税款年1	税款年1	税款年2	税款年3	税款年4
	税款年2	税款年2	税款年3	税款年4	税款年5
	税款年3	税款年3	税款年4	税款年5	税款年6
	税款年4	税款年4	税款年5	税款年6	税款年7
	税款年5	税款年5	税款年6	税款年7	税款年8
KK課税マスター 152	税款年6	税款年6	税款年7	税款年8	税款年9
	税款年7	税款年7	税款年8	税款年9	税款年10
	税款年8	税款年8	税款年9	税款年10	税款年11
	税款年9	税款年9	税款年10	税款年11	税款年12
	税款年10	税款年10	税款年11	税款年12	税款年13
	税款年11	税款年11	税款年12	税款年13	税款年14
	税款年12	税款年12	税款年13	税款年14	税款年15
	税款年13	税款年13	税款年14	税款年15	税款年16
	税款年14	税款年14	税款年15	税款年16	税款年17
	税款年15	税款年15	税款年16	税款年17	税款年18
KK共有者マスター 38	課税年	課税区分	開業区分	金算区分	課税年度
	課税年提出月日	課税年月日	開業年月日	当初納付原所	更正後納付原所
	課税区分	開業区分	開業持分(分子)	開業持分(分母)	開業・合算区分
	課税年提出月日	課税年月日	開業年月日	開業年月日	開業年月日
	課税区分	開業区分	開業持分	開業持分	開業区分
	課税年提出月日	課税年月日	開業年月日	開業年月日	開業年月日
	課税区分	開業区分	開業持分	開業持分	開業区分
	課税年提出月日	課税年月日	開業年月日	開業年月日	開業年月日
	課税区分	開業区分	開業持分	開業持分	開業区分
	課税年提出月日	課税年月日	開業年月日	開業年月日	開業年月日
KK共有者異動ファイル 39	課税所コード	税額番号	課税年度	開業・未開業区分	課税区分
	共用者番号	税額番号	開業区分	未開業区分	未開業区分
	未開業区分(分子)	未開業区分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
KK合算共有者異動ファイル 40	税額番号	税額番号	課税年度	開業・未開業区分	課税区分
	共用者番号	税額番号	開業区分	未開業区分	未開業区分
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)
KK合算記載者異動ファイル 15	税額番号	税額番号	課税年度	未開業持分(分子)	税額番号
	税額番号	税額番号	開業区分	未開業区分	税額番号
	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)	未開業持分(分子)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

KK登記義務者マスタ 14	権利番号	法務局受付番号	権利番号	納税者番号	課税年度
	主従区分	権者区分	権利者割合	登記番号	共同者会員登記番号
	権利者会員登記番号	権利者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日	
KK登記義務者異動ファイル 14	事務所コード	課税年度	法務局受付番号	権利番号	
	納稅者番号	主従区分	権利者割合	登記番号	共同者会員登記番号
	権利者会員登記番号	権利者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日	
KK統計ファイル08 36	レコード区分	権利区分	作成事務所	事務所区分	個人法人区分
	納稅者番号	権利氏名	事由CD	事由名	郵送用既CD
	市町村CD	大字・通称CD	字・丁目CD	郵送用既名	市町村名
	大字名	小字名	地番	権利番号	取得年月日
	登記年月日	登記種類	登記権利名	取扱区分CD	取扱区分名
	選択区分	家屋面積	土地面積	合計面積	家屋面積
KK被収用物件マスタ 12	土地評価額	合計評価額	住宅特例控除額	宅地減額(本法)	宅地減額(附則)
	登記番号	物件所在地CD	物件所在地名	地番	納稅者番号
	取扱年月日	権利種類	登記種類	差引額	被収用更新年月日・時間
	又生年月日	更新年月日			

自動車二種サブシステム (20ファイル...906項目)

KL課税インターF-5		納税義務者/納税者番号	納税者番号区分	該当ファイルキー	道番	余白
KL課税票金異動データ1 7		登録番号 異動事由コード	納税者番号・納税義務者 異動内容	納税者番号・所有者	納税者番号・使用者	異動年月日
KL基本納税者ファイル 5		登録番号	所有者納税者番号	使用者納税者番号	送付先納税者番号	余白
KL月次基本ファイル 104	登録番号	道番	納税者番号・納税義務者	車台番号下4桁	車台番号	
	実施有効年月日	初年度登記年月	用途コード	型式指定番号	都道府区分番号	
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排水量別	
	排気量	乗員数1	乗員数2	車両重量	車両総重量	
	東南総重量2	車両長さ	車両幅	車両高さ	燃費コード	
	塗色コード	後ガラス合コード	形式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)	
	使用の本拠具体名漢字	住所コード(本拠地)	番号・地番等(本拠地)	メーカーコード	車名	
	車名コード	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分	
	状態コード	状態登記年月日	状態登記年月	注意コード	下取会社コード	
	下取年月日	税庫	年税額	管轄県税コード	登録年月由コード	
KMグループ登録管理ファイル 7	登録年月日	異動事由コード	異動登記年月	前基本レコード有無	登録本コード有無	
	更新前登録番号	更新前車台番号下4桁	更新前登録番号実登記年月日	取引銀行(收納)	名義人氏名(收納)	
	取引銀行名(收納)	取引店舗名(收納)	作成区分(收納)	仕向銀行(送付)	名義人氏名(送付)	
	仕向銀行名(送付)	仕向店舗名(送付)	作成区分(送付)	該年度	納期別	
	済納	納税義務者名(漢字)	納税義務者氏名(カナ)	住所コード(納税義務者)	住所(納税義務者)	
	納税義務者名(英字)	納税義務者氏名(カナ)	法人コード(納税義務者)	使用者氏名(漢字)	使用者氏名(カナ)	
	住所コード(使用者)	住所(使用者)	郵便番号(使用者)	納税コード(使用者)	法人コード(使用者)	
	所有者氏名(漢字)	所有者氏名(カナ)	住所コード(所有者)	住所(所有者)	郵便番号(所有者)	
	所有者コード(所有者)	法人コード(所有者)	運行先名(運送)	送付先名(カナ)	住所コード(送付先)	
	住所(送付先)	郵便番号(送付先)	輸出コード(送付先)	法人コード(送付先)	県内外区分	
KM異動修正ファイル 88	グリーン化税制経加算課税区分	バス	更新日	更新時刻		
	KMグループ登録管理ファイル 7	納税者番号・申請番 更新日	管轄県税コード 更新時刻	グループコード	申請区分	法規区分
	登録年月日	処理時間	異動選番	修正前後	オンライン・分配区分	
	登録番号	道番	納税者番号・納税義務者	車台番号下4桁	車台番号	
	異種機別コード	申請年月日	車種有効年月日	初期登記年月	用途コード	
	型式指定番号	納税区分番号	形状コード	定員区分	定員1	
	定員1	従量課別	従量	乗員数1	乗員数2	
	車両重量	東南総重量1	東南総重量2	車両長さ	車両幅	
	車両高さ	統合コード	後ガラス合コード	排気量コード	型式コード	
	形式	(原動機種別)コード	原動機形式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)	
KM一括課税保留ファイル 29	使用の本拠具体名漢字	使用の本拠(LASDEC)	使用の本拠(LASDEC)番地等	メーカーコード	車名	
	車名コード	納税者番号・使用者	納税者番号・所有者	納税者番号・送付先	納税通知書送付先区分	
	状態コード	状態登記年月日	状態登記年月	注意コード	下取会社コード	
	下取年月日	特種コード	年税額	税額コード		
	登録年月日	異動事由コード	異動登記年月	前基本レコード有無	登録本コード有無	
	登録本コード有無	更新前登録番号	更新前車台番号下4桁	更新前登記年月日	更新前登記番号実登記年月日	
	更新登録番号	登録登記年月日	登録登記年月日	登記登記年月日	登記登記年月日	
	修正処理日	最終履歴番	所有者履歴	グリーン化税制経算課税区分	法規基準別区分番号	
	延滞税	延滞税	ハイブリッド車	更新日	更新時刻	
	余白基本	最古登録番号	余白			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

KM基本マスター 81	登録番号	通番	納税者番号・納稅者登録者	東台番号下4桁	東台番号
	登録種別コード	申込年月日	最初有効年月日	初底有効年月	用途コード
	型式指定番号	登録区分番号	形状コード	定員区分	定員1
	定員2	納氣種別	納氣量	納氣量1	納氣量2
	東側重量	東側能容量1	東側能容量2	東側長さ	東側幅
	西側重量	西側能容量	西側コード	西側長さ	西側幅
	対式	搬動機器コード	搬送コード	所有者コード	所有者コード(使用者側)
	使用の本拠具体名様子	搬動機器形式	搬送機器コード	所有者コード	車名
	車名コード	使用の本拠(LASDEC)	納税者番号・送付先	納税者番号	納税通知書送付先区分
	状態コード	状態登録年月日	状態登録年月	注文コード	下取会社コード
	下取年月日	特種コード	販路コード	年別額	販路コード
	登録事由コード	販路年月日	販路事由コード	販路年月日	販路コード有無
	販路事由コード	販路登録番号	販路登録番号下4桁	販路登録番号	販路登録年月日
	販路登録番号	販路登録年月日	販路登録番号登録年月日	販路登録番号	分配処理日
	登記処理日	販路登録番号	所有形態	グリーン化税制課税重要区分	改進税制課税区分番号
	延滞料	延滞費	ハイブリッド車	更新日	更新時刻
KM減免管理マスター 39	登古登録番号	通番	生年月日	手帳種別コード	手帳交付都道府県コード
	手帳番号1	地番コード1	等級コード1	手帳交付年月日	再交付
	登記日1	登記者氏名	使用目的コード	当初登録番号	東台番号下4桁
	登記年月日	登記事由コード	登記年月日	販路事由コード	販路
	中括年月日	納稅者番号・身体障害者	納稅者番号・納稅者登録	納稅者番号・所有者	所有者の統柄
	納稅者番号・使用者	使用の本拠	運送先登録コード	運送内コード	納稅者番号・送付先
KM減免維続管理ファイル 18	納稅コード	減免登録区分	減免登録販路年月日	減免税免除金額区分	減免履歴選査
	通知書番号	通知書番号	納稅者番号・納稅者登録	納稅者番号・送付先	
	通知年月日	通知書番号	登古登録番号	登古登録区分	
	減免販路年月日	減免販路年月日	入力年月日	減免はがき登録区分	要審年月日
KM商品中古車情報ファイル 16	更新日	更新時刻	赤白	更新日	
	登録番号コード	登録番号	登台番号下4桁	グルーブコード	管轄税務コード
	通知書番号	登録番号	登台番号下4桁	登録番号区分	税本
	登古登録年月日	決算区分	登録区分	登録日	更新時刻
KM新年度課税ファイル 104	年報	登録番号	登台番号下4桁	登録番号	登台番号
	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	納氣種別
	納氣量	納氣量1	納氣量2	東側重量	西側重量
	東側能容量2	東側長さ	東側幅	東側能容量1	西側能容量1
	西側能容量1	西側長さ	西側幅	西側能容量2	東側能容量2
	緑色コード	緑ガス適合コード	緑色コード	所有者コード	所有者コード(使用者側)
	使用の本拠具体名様子	住所コード(本拠地)	番号・板番号・番地等(本拠地)	メカーコード	車名
	車名コード	納稅者番号・使用者	納稅者番号・送付先	納稅通知書送付先区分	登記登録年月日
	状態コード	状態登録年月日	状態登録年月	登記コード	下取登録コード
	下取年月日	税率	年別額	貨物税税率	登記車物コード
	登記年月日	販路事由コード	販路年月日	登記コード有無	登記レコード有無
	登記前登録番号	登記前登録番号下4桁	登記前登録番号変更年月日	取引銀行(収納)	名義人氏名(取納)
	取引銀行名(取納)	取引銀行名(取納)	作成区分(収納)	仕向銀行(送付)	名義人氏名(運付)
	仕向銀行名(運付)	仕向銀行名(運付)	作成区分(運付)	運送年度	納期限
KM登録データ 5	登録番号	登録番号	登録番号下4桁	登録番号	登台番号
	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	登録区分	登録区分	登録区分	登録区分	登録区分
	年報	登録番号	登録番号	登録日	登録年月日
	年報	登録番号	登録番号	登録日	登録年月日
	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	登録区分	登録区分	登録区分	登録区分	登録区分
	年報	登録番号	登録番号	登録日	登録年月日
	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	登録区分	登録区分	登録区分	登録区分	登録区分
KM通知書発付ファイル 24	税目コード	通知書種別	発付年度	通知書番号	納稅登録番号
	印刷枚数区分	年別額	入力税款コード	登録番号	登録年月日
	通知書番号	通知書番号	登録コード	納稅登録番号	登録年月日
	納付期別	登録年月	登録年月	登録年月	登録年月日
	納付期別	登録年月	登録年月	登録年月	登録年月日
KM納通成不要ファイル 13	登録番号	納稅者番号	列記コード	年報額	入力税款コード
	登録年月日	登録年月日	登録番号	税率コード	グリーン化税制課税重要区分
	登録区分	登録年月日	登録番号	登録番号	
	登録番号下4桁	登録年月日	登録年月	更新日	
KM分配データ変換後 108	登録番号-A	登記年月日	登記時刻	登録番号-A	登録番号
	登録番号-B	登記年月日	登記時刻	登録番号-B	登録番号
	登録年月日	常勤登録コード	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	登録区分	用語コード	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	持続コード	定員区分	定員1	定員2	納氣種別
	持続量	持続量1	持続量2	東側重量	西側重量
	東側重量2	東側長さ	東側幅	東側長さ	東側幅
	緑色コード	緑ガス適合コード	緑色コード	形式コード	納稅登録型式施別コード
	運送機器型式	所有者コード	所有者コード(使用者側)	使用の本拠(本拠地)	使用の本拠(本拠地)
	使用の本拠(本拠地)	使用の本拠(本拠地)	使用の本拠(本拠地)	メカーコード	年報額
	厚生年	税率コード	税率コード	税率コード	年報額
	税率額	税率額	税率額	税率額	年報額
	税率額	税率額	税率額	税率額	年報額
	税率額	税率額	税率額	税率額	年報額
	税率額	税率額	税率額	税率額	年報額
	税率額	税率額	税率額	税率額	年報額
	税率額	税率額	税率額	税率額	年報額
KM支額ファイル 39	登録番号-A	登記年月日	登記時刻	登録番号-A	登録番号
	登録番号-B	登記年月日	登記時刻	登録番号-B	登録番号
	登録年月日	常勤登録コード	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	登録区分	用語コード	登録年月日	登録年月日	登録年月日
	持続コード	定員区分	定員1	定員2	納氣種別
	持続量	持続量1	持続量2	東側重量	西側重量
	東側重量2	東側長さ	東側幅	東側長さ	東側幅
	緑色コード	緑ガス適合コード	緑色コード	形式コード	納稅登録型式施別コード
	運送機器型式	所有者コード	所有者コード(使用者側)	使用の本拠(本拠地)	使用の本拠(本拠地)
	使用の本拠(本拠地)	使用の本拠(本拠地)	使用の本拠(本拠地)	メカーコード	年報額
KM年報	登録番号	登録番号	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	登録年月日	登録年月日	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	登録区分	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	年報	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	年報	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	年報	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	年報	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	年報	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	年報	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号
	年報	登台番号下4桁	登台番号下4桁	登台番号	登台番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

KN基本更新用ファイル 121	登録番号・A	処理年月日	処理時間	登録番号・既古	納支番号
	納支番号選択	登録番号・B	東京選択コード	申請年月日	東支番号
	更新有効年月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	分類区分番号
	登録区分	登録区分	登録区分	走員2	掛紙種別
	新規登録	横紙1	横紙2	東綱重量	東綱重量算1
	車両総重量2	車両長さ	車両幅	東綱高さ	走員コード
	複数コード	複数適合コード	形式	原動機形式	新規登録コード
	所有者コード(使用登録)	使用の本機名漢字	使用の本機(LASDEC)	使用の本機(LASDEC)番地等	使用の本機(国交省)
	使用の本機(国交省)丁番	使用の本機(国交省)番地等	メーカーコード	東名	東名コード
	登録コード	年税額	取扱税額	賦課額	所有者番号漢字
	所有者住所所選字	使用者名漢字	使用者住所所選字	所有者住所(国交省)	所有者住所(国交省)
	所有者住所(国交省)番地等	使用者住所(国交省)	使用者住所(国交省)丁目	使用者住所(国交省)番地等	所有者登録番号M
	所有者住所M	(所有者名漢字M)	所有者登記コードM	所有者登記番号分類M	所有者登記(LASDEC)M
	所有者住所(LASDEC)番地等M	使用者登記番号M	使用者登記番号M	使用者名漢字M	使用者登記コードM
	使用者登記番号分類M	使用者住所(LASDEC)M	使用者住所(LASDEC)番地等M	フラグ	更新状態ビット
	グリーン化登録解消対策区分	改進車前頭部区分番号	分配番号LASDEC	経営一覧表示用情報	更新削除枚数
	修正前除税処理日(分記)	県税コード	更新日時刻	未白分記	同日運番
	OCR運番	開運年月日	申告書区分	取扱税申告区分	取扱税額区分
	所有形態	状態コード・自動車税	状態コード・取扱税	取扱額・東綱本体	取扱額・付加物
	自動車取得税額	特例区分	税率コード(番号)	自動車税額	住所コード
	番地	方番	カナ氏名	生年月日	運送番号
	登古登録番号	始運番号(申告)	結果運番(申告)	分配・運送番号コード	分配・型式
	分配・グリーン	特別・更新白時刻	未白申告	納税義務者区分	納税義務者
	納税義務者・送付先	旧登録番号	データ登定区分	送付先登録フラグ	取扱税額対象区分
	未白基本更新				
KN取扱税マスター 78	登録番号	同日運番	登録年月日	取扱運番	納税義務者納税者番号
	東支番号下4桁	税率・自動車税	状態コード・自動車税	状態用年月日・自動車税	自動車税額
	認定番号	認定年度	認定額	認定区分	更新年月
	更正年由年月日	取扱年月日	申告書区分	取扱税申告区分	取扱税額区分
	自當区分	状態コード・取扱税	決済年月日	通知年月日	新規照
	取扱額額・東綱本体	取扱額額・付加物	税額税抜額	前庭税抜額	差別化税抜額
	税額・取扱税	既設支額	過不足額	初度登録年月	型式指定番号
	別別区分番号	データコード	基名	特例区分	決済年月日・加算
	通知年月日加算	納税額累計	不確定	認定額・過少	対応税額・過少常・
	車%・過少通常	加算金額・過少通常	既設支額・過少通常	過不足額・過少通常	対応税額・過少加算
	車%・過少加算	加算金額・過少加算	既設支額・過少加算	過不足額・過少加算	対応税額・不確定
	対応税額・不確定	車%・不確定	加算金額・不確定	既設支額・不確定	過不足額・不確定
	対応税額・加算	対応税額・常加算	車%・常加算	既設支額・常加算	既設支額・常加算
	過不足額・常加算	加算金額	過不足額	最終運番	更正決定力区分
	加算金額区分	型式	更新日	更新時刻	最初コード
	前庭側区分	徐行運搬	前庭税額		

総合税サブシステム (2ファイル・94項目)

その他税サブシステム

税目	報税番号	実績年月	固定簿番	課税年度
課税制限税年度	納税者番号	取扱基調所	取扱基調所	歳入年度
課税区分	固定事由	取扱区分	変更すべき課定事由	変更すべき課税区分
不課税認定運番	本家の納期限	納期限	認定日	課税証明日
通知書発付日	増税認定延滞金適用日	申告日	申請日・収益日	
真正請求日	送荷完了日	対象年月終了日	通知書提出日	重加算金の応算
監査による申告期延長	税率・区分	監査日	監査結果消印	
課税月数	注記コード	状況コード	納税履歴コード	不動産取得日
就税権法項目	利子割不収支割	過誤納事由	過誤納先生日	還付加算金始期日
除算期間開始日	除算期間終了日	更正前課定額・本税	更正前課定額・本税均等割	更正前課定額・延滞金
更正前課定額・過少申告加算金	更正前課定額・不申告加算金	更正前課定額・重加算金	更正後課定額・本税	更正後課定額・本税均等割
更正後課定額・延滞金	更正後課定額・過少申告加算金	更正後課定額・重加算金	還付額1	
還付事由1	還付発生日1	還付如算金始期1	除算期間終了日1	除算期間終了日1
還付事由2	還付事由2	還付発生日2	還付如算金始期2	除算期間開始日2
除算期間終了日2	還付額2	還付事由3	還付発生日3	還付加算金始期3
除算期間開始日3	除算期間終了日3	納付情報・納付日	納付情報・戻入日	納付情報・納付事由
納付情報・納付課税	納付情報・本税	納付情報・本税均等割	納付情報・延滞金	納付情報・過少申告加算金
納付情報・不申告加算金	納付情報・重加算金	納付者納税者番号	処理区分	本税区分
加算金情報・課定運番	加算金情報・課定日	加算金情報・通知日		更新フラグ
更新年月日	更新時間			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

KS収納状況ファイル 134	税目コード	対象番号	会計年度	期	納税者番号
債権者番号	支拂コード	課税処理コード1	確定年月1	確定金額1	収納猶予・還付有無コード1
収納猶予期間内1	取扱額猶予期間内1	収納猶予期間外1	收入未済額1	収納猶予期間内2	収納猶予期間外2
課税処理コード2	確定年月2	確定金額2	取扱額猶予期間内2	取扱額猶予期間外2	取扱額猶予期間内3
収納猶予期間外2	收入未済額2	収納猶予・還付有無コード2	課税処理コード3	確定年月3	収納猶予・還付有無コード3
確定金額3	取扱額猶予内3	取扱額猶予期間内3	取扱額猶予期間外3	收入未済額3	収納猶子・還付有無コード4
収納猶子・還付有無コード3	課税処理コード4	確定年月4	確定金額4	収納猶子内4	収納猶子期間外4
収納猶子期間内4	取扱額猶子期間外4	收入未済額4	収納猶子・還付有無コード4	課税処理コード5	収納猶子期間内5
確定年月5	確定金額5	取扱額猶子期間内5	取扱額猶子期間外5	取扱額猶子期間外6	取扱額猶子期間内6
収入未済額5	収納猶子・還付有無コード5	課税処理コード6	確定年月6	確定金額6	収納猶子・還付有無コード6
収納猶子期間内6	取扱額猶子期間内6	取扱額猶子期間外6	收入未済額6	取扱額猶子期間内7	取扱額猶子期間外7
課税処理コード7	確定年月7	確定金額7	収納猶子・還付有無コード7	課税処理コード8	確定年月8
収納猶子期間外7	收入未済額7	収納猶子・還付有無コード7	取扱額猶子期間内8	収納猶子期間外8	收入未済額8
確定金額8	取扱額猶子内8	取扱額猶子・還付有無コード8	取扱額猶子期間内9	取扱額猶子期間外9	取扱額猶子期間内10
収納猶子・還付有無コード8	課税処理コード9	確定年月9	確定金額9	取扱額猶子期間外10	取扱額猶子期間内11
収納猶子期間内9	取扱額猶子期間外9	收入未済額9	収納猶子・還付有無コード9	課税処理コード10	取扱額猶子期間外11
確定年月10	確定金額10	取扱額猶子内10	取扱額猶子・還付有無コード10	取扱額猶子期間内10	取扱額猶子期間外12
収入未済額10	収納猶子・還付有無コード10	課税処理コード11	確定年月11	確定金額11	収納猶子・還付有無コード11
収納猶子期間内11	取扱額猶子内11	取扱額猶子・還付有無コード11	收入未済額11	収納猶子・還付有無コード12	取扱額猶子期間内12
課税処理コード12	確定年月12	確定金額12	取扱額猶子・還付有無コード12	確定額合計	収納猶子合計
取扱額猶子内12	收入未済額12	取扱額猶子・還付有無コード12	確定額合計	確定金交付対象金額	確定金交付対象金額
渡越区分コード	更正決定区分コード	確定金額12	確定年月13	支払方法コード	支払方法コード
交付事	確定金額13	確定年月13	確定年月14	渡者リフラグ1	渡者リフラグ1
地域区分コード	帳戻事務所コード	確定年月14	確定年月15	渡者リフラグ2	渡者リフラグ2
渡者リフラグ4	確定年月15	確定年月15	確定年月16	渡者リフラグ3	渡者リフラグ3
渡者リフラグ9	確定年月16	確定年月16	確定年月17	渡者リフラグ4	渡者リフラグ4
支払保留区分	予算	確定年月17	更新年月日	更新年月日	石面区分
KS免税基本マスター 20	使用者番号	発行区分	発行区分設定日	初回交付日	今回交付日
有効期間(自)	有効期間(至)	発行区分	発行区分設定日	支拂コード	支拂コード
共同利用者数	複数設置数	発行区分	注意コード	特記事項	特記事項
納税者番号	旧管轄県税事務所	新管轄県税事務所	登録日	更新日	
KS免税共同使用者ファイル 7	使用者番号	登録	登録年月日	取消日	納税者番号
	登録日	更新日			

たばこ税サブシステム (1ファイル...34項目)

KT基本マスター 34	事業者コード	履歴番号	変更日	納税者番号	開始日
廃止日	管轄県税事務所コード	旧管轄県税事務所	事業者コード1	既元事業者登録日1	既元事業者登録日1
既元事業者1取消日1	既元事業者1登録日2	既元事業者1登録日2	事業者コード2	既元事業者2登録日1	既元事業者2登録日1
既元事業者2取消日1	既元事業者2登録日2	既元事業者2登録日2	特例期限取消日1	特例期限取消日1	特例期限取消日1
特例期限許可日2	特例期限取消日2	休止期間開始日1	休止期間終了日1	休止期間開始日2	休止期間開始日2
休止期間終了日2	休止期間開始日3	休止期間終了日3	追当部品名	担当者名	
電話番号	番号	登録日	更新日		

特徴税サブシステム (1ファイル...62項目)

KU調査データファイル 62	課税区分コード	課税年度	課税区分	実績年月日	決算日
登録区分	納税者番号	納税行管組合コード	納税番号	実績年度	実績年度
課税区分	納税者番号	納税行管組合コード	確定特徴税件数	第一種1号	確定特徴税件数
課税区分	納税者番号	確定特徴税件数	確定特徴税件数	第一種2号	確定特徴税件数
確定特徴税件数 稽・わな1号	確定特徴税件数 稽・わな2号	確定特徴税件数 稽・わな1号	確定特徴税件数 稽・わな2号	確定特徴税件数 稽・わな1号	確定特徴税件数 稽・わな2号
確定特徴税件数 計	確定特徴税金額 第一種1号	確定特徴税金額 第一種2号	確定特徴税金額 稽・わな1号	確定特徴税金額 稽・わな2号	確定特徴税金額 稽・わな1号
確定特徴税金額 稽・わな1号	確定特徴税金額 稽・わな2号	確定特徴税金額 稽・わな3号	確定特徴税金額 稽・わな1号	確定特徴税件数 第一種1号	確定特徴税件数 第一種2号
確定特徴税件数 第一種2号	確定特徴税件数 稽・わな2号	確定特徴税件数 稽・わな2号	確定特徴税件数 稽・わな2号	確定特徴税金額 稽・わな1号	確定特徴税金額 稽・わな2号
確定特徴税件数 第二種3号	確定特徴税件数 稽・わな3号	確定特徴税件数 稽・わな3号	確定特徴税件数 稽・わな2号	確定特徴税金額 第二種2号	確定特徴税金額 第二種1号
既往特徴税件数 稽・わな2号	既往特徴税件数 稽・わな1号	既往特徴税件数 稽・わな1号	既往特徴税金額 稽・わな2号	既往特徴税金額 第二種3号	既往特徴税金額 稽・わな1号
既往特徴税件数 稽・わな2号	既往特徴税件数 第一種1号	既往特徴税件数 第一種2号	既往特徴税金額 稽・わな1号	既往特徴税金額 第二種3号	既往特徴税金額 稽・わな2号
差引特徴税件数 第一種1号	差引特徴税件数 第二種3号	差引特徴税件数 第二種3号	差引特徴税件数 稽・わな1号	差引特徴税金額 第一種1号	差引特徴税金額 第二種2号
差引特徴税件数 稽・わな2号	差引特徴税件数 第二種3号	差引特徴税件数 第二種3号	差引特徴税件数 稽・わな2号	差引特徴税金額 第二種3号	差引特徴税金額 第二種3号
差引特徴税金額 稽・わな1号	差引特徴税金額 稽・わな2号	差引特徴税金額 稽・わな1号	差引特徴税金額 稽・わな2号	差引特徴税金額 第二種3号	
差引特徴税金額 稽・わな2号	更新日				

産業税サブシステム (2ファイル...160項目)

KX基本マスター 34	登録番号	納税者番号	償還者番号	新管轄県税事務所	旧管轄県税事務所
登録年月日	事業者区分	事業者区分	施設運営区分	地域区分	
特許登録日	特許登録日	IC番号	IC番号	許可日	
有効期間年月日	許可番号	開始日	施設運営	所有区分	
他施設有無区分	施設名	施設所在地コード	所在地	方書	
慶賀管理制度コード	処理能力	半額日	交付日	廃止日	
状態区分	備考	登録日	更新日		

KX収納状況ファイル 126	税目コード	登録番号	会計年度	納税者番号	償還者番号
納入収納猶予期間内1	納入収納猶予期間外1	納入定期年月1	納入定期金額1	納入収納猶予期間内1	納付合計課税処理コード1
納付合計定期年月1	納付合計定期年月1	納付合計収納猶予期間内1	納付合計定期年月1	納付合計収納猶予期間外1	納付合計課税処理コード1
納付一括収納猶予期間内1	納付一括定期年月1	納付一括定期年月1	納付一括定期年月1	納付一括定期年月1	納付一括定期年月1
納入定期年月2	納入定期年月2	納付定期年月2	納付定期年月2	納付定期年月2	納付定期年月2
納入定期年月3	納入定期年月3	納付定期年月3	納付定期年月3	納付定期年月3	納付定期年月3
納入定期年月4	納入定期年月4	納付定期年月4	納付定期年月4	納付定期年月4	納付定期年月4
納付一括定期年月4	納付一括定期年月4	納付定期年月4	納付定期年月4	納付定期年月4	納付定期年月4
更正決定区分コード	座案区分コード	確定年月日	確定年月日	確定金交付対象金額	確定金交付対象金額
確定金額	交付請求額	交付請求額	交付請求額	支払方法コード	支払方法コード
納入済者リフラグ1	納付済者リフラグ1	納入済者リフラグ2	納付済者リフラグ2	納付済者リフラグ3	納付済者リフラグ3
納付済者リフラグ3	納入済者リフラグ4	納付済者リフラグ4	納付済者リフラグ4	支払保留区分	支払保留区分
更新年月日					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納サブシステム

(15ファイル…1069項目)

固定キー・税目コード	固定キー・課税番号	固定キー・実績年月	固定キー・課税年月	固定キー・課税年度
固定キー・本税・加算金区分	S税番号	S税日コード	S課税年度(既頭)	S課税番号
S実績年月等	S課税番号	S本税・加算金区分	課税事務所	収納事務所
返納歳入年度	課税区分	課定事由(当初)	課税区分(当初)	課定事由(現在)
課税区分(現在)	本税の課税番号	本税の納期限	納期限	課定日(当初)
課定日(現在)	延課法継日	通知書交付日	増税課定適用日	増税課定延滞金適用日
申告日	申請日・收受日	更正請求日	【法人二税の時使用】	税滞漏処理日
基準年度終了日	決定申告提出日	重加対応率	利子割交付額等	監査の申告期間延長
外形法人区分	小旨勘定票の改変用	税率・区分	税率・コード	登録日
登録抹消日	登録月数	注意コード	納通抵戻コード	
初度登録年月	【未の領の税目の時使用】	他税目設定日付	本税・當初課定期	本税・最終課定期
本税・最終課定期(税割額)	本税・最終課定期・内均等割額	本税・最終課定期(所得割額)	本税・最終課定期(付加価値割額)	本税・最終課定期(資本割額)
本税・最終課定期(収入割額)	本税・年度當初課定期	本税・現在課定期	本税・未納額	本税・当年度課定期
本税・収納額合計	本税・年度欠損額	本税・欠損額合計	本税・歳出還付額	本税・督促状対応額
延滞金・確定延滞金	延滞金・確定延滞金	延滞金・延滞金減免額	延滞金・延滞金定期	延滞金・延滞金未納額
延滞金・当年度課定期	延滞金・扣納額	延滞金・歳出還付額	最終取扱日	
状況・備考出力	状況・転供事後請求書出力	状況・免付止	状況・公示送達	状況・帳上取扱・納期限変更
状況・督促取扱	状況・執行停止	状況・送付先	状況・二次納	状況・承認人
状況・納管人	状況・延滞金減免入力	状況・徵收引継	情報・課定期数	情報・納付件数
情報・審査分類付	情報・催告書発付	情報・運輸区分	情報・中断停止	情報・催收着手
情報・検査着手予	情報・延徴受注	情報・納税契約	情報・不納久滞	情報・徵收引継
延滞最終処理	担当者コード	収税担当者コード	滞納報告年月日	大口区分
有無・過少レコード	有無・不庫券レコード	有無・重加レコード	有無・仮本税レコード	有無・仮過少レコード
有無・仮不申告コード	有無・仮重加レコード	更新日	更新時間(時分秒)	

KC収納管理マスタ明細
119

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

KD納税誓約管理簿 16	年度	納税誓約番号・契約コード	納税誓約番号・運番	分納口約束区分	納税誓約年月日
	初回納付年月日	最初納付年月日	最初納付日	毎月納付額	納税誓約中断コード
	中断日	火曜	収税担当者コード	S納税者番号	更新区分
	更新日				
KD分納者納付状況ファイル 22	収税担当者コード	S納税者番号	年度	納税誓約番号・契約コード	納税誓約番号・運番
	分納口約束区分	納付予定期間	初回納付年月日	納付額・4月	納付額・5月
	納付額・6月	納付額・7月	納付額・8月	納付額・9月	納付額・10月
	納付額・11月	納付額・12月	納付額・1月	納付額・2月	納付額・3月
KD勘定明細ファイル 22	開定期一	開定期一・科目コード	開定期一・課税番号	開定期一・実績年月等	開定期一・運番
	開定期一・課税年度	納税者番号	課税事務所コード	担当事務所コード	収納戻入年度
	運送区分	法定納期限	納期限	収税担当者コード	所員コード
	還納報告年月日	勘定期	情報・還納処分	情報・被收税者	情報・証券受託
(中間サーバー 1項目)					
中間サーバーファイル 1 [個人番号対応符号]					

III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>書面様式において、誤って本人以外の特定個人情報を入手することがないよう、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。</p> <p>本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から個別に特定個人情報を入手する際も、誤って対象者以外の情報を入手することがないよう、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。</p> <p>本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合においては、政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則（内閣府令・総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>本人又はその代理人から入手する際には個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により個人番号の真正性を確認する。</p> <p>本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手した際には、必要に応じて住基ネットの利用等により個人番号の真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人又はその代理人からの変更の申し出や、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等からの変更情報の入手及び住基ネットの利用等により特定個人情報の更新を行い、正確性を確保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則（内閣府令・総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムにおいて、職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システムには、県税の賦課徴収関係事務に關係のない情報を保有しない。なお、税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を実施し、紐付けに係るアクセス制御を行うことで、事務の範囲を超える紐付けができないようにする。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。また、各職員が属する組織及び従事する業務に応じて、必要最小限の権限を付与している。				
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p><税務システムにおける措置></p> <p>(1)ユーザーIDとパスワードの発行管理 税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。</p> <p>(2)ユーザーIDとパスワードの失効管理 税務システムへのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった場合、アクセス権限を更新して失効させる。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>管理者が定期的に権限者の異動情報等を確認し、異動等があった場合は、管理者権限により、ID等を失効させる。</p>				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p><税務システムにおける措置></p> <p>税務システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。</p>				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<p><税務システムにおける措置></p> <p>税務システムにおける特定個人情報ファイルの使用について、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムでは、いつ、どの特定個人情報が利用等されたのかについて記録する。</p>				
その他の措置の内容	税務システムに接続できる端末を登録し、不正なアクセスがないよう制御している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を原則年1度開催し、個人情報保護を指導する。 地方税法第22条において、「秘密漏えいに関する罪」があり、地方税に関する調査に関する事務に従事している者 又は 従事していた者について、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合における厳格な罰則規定があり、全ての税務吏員はこれを遵守している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	バックアップは日次で全データを取ることとし、個人でバックアップができるよう、システム上の制限をかける。 なお、日次バックアップした全データは、特に厳重なアクセス制御を実施し、権限者しかアクセスできないよう制限をかける。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-	-	-	-
---	---	---	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		委託契約の内容に、「個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。 ※「個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修 その他必要な事項等を列挙したもの。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している] <選択肢>	1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法		税務システムにアクセスできる全ての委託先において、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。 委託先に提出された書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢>	1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法		税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いについて、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。 書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。		
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		該当なし(委託先から他者への提供はない)		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。		
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・ 委託業者が契約による事務を処理するに当たり取り扱っている特定個人情報の状況について、県は随時調査することができるものとする。 ・ 委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。 		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容		委託契約書中、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢>	1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		4) 再委託していない 業務上再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。		
その他の措置の内容		-		
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢>	1) 特に力を入れてている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則（内閣府令・総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則（内閣府令・総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	外部に個人情報を提供する場合には必ず上長の承認を受けることとし、提供に係るリスクに備える。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で認められたものみとする。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合、情報照会の記録を保持する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か		1) 特に力を入れている	2) 十分である
リスクに対する措置の内容	<p>リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p><税務システムにおける措置> 特定個人情報を入手する場合には、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用するため、安全性が担保されている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か		1) 特に力を入れている	2) 十分である
リスクに対する措置の内容	<p>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p><税務システムにおける措置> 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、正確性の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	
リスクへの対策は十分か		1) 特に力を入れている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 特定個人情報を入手する場合には、安全性が確保された情報提供ネットワークシステムの利用を必須とすることで、個人情報の漏えい・紛失の危険を防ぐ。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスクへの対策は十分か	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスクへの対策は十分か	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスクへの対策は十分か	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことと、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			
---	--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[<input type="checkbox"/> 政府機関ではない]	<選択肢>	1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[<input type="checkbox"/> 十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[<input type="checkbox"/> 十分に整備している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[<input type="checkbox"/> 十分に周知している]	<選択肢>	1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ① サーバ等設置施設における生体認証による入退場制限 及び 監視カメラによる入退室の監視。 ② 停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に無停電電源装置等を付設。 ③ 火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に消火設備を完備。 ④ 地震によるデータの破損を防ぐため、免震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置。 ⑤ パソコン、紙媒体等の盗難を防ぐため、職員不在時には執務室内を施錠して管理。		
	<団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行い、その入退室の事跡を記録している。また、使用するネットワークは機密性、安全性及び信頼性を備えている。		
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。		
⑥技術的対策	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策 及び ファイアウォールによる不正アクセス対策 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		
⑦バックアップ	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[<input type="checkbox"/> 発生あり]	<選択肢>	1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	委託先事業者がイベント等の開催情報のメール配信希望者に氏名及びメールアドレス(461名分)を表示した状態でメールを送信した。		
再発防止策の内容	全所属長に対して、委託先への監督の徹底、所属職員及び関係団体(委託先を含む。)の全職員へBcc機能の利用、送信前の複数でのチェック等の措置を講じるよう周知徹底を通知した。 また、平成25年1月からは、序外の複数の宛先へのメール送信については、Bccを利用しなければ送信不能とする技術的安全管理措置を講じた。		

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	<p><税務システムにおける措置> 死者の個人番号は、生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法により安全管理措置を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは死者の個人番号も生存者の個人番号と同様の方法により保管する。</p>				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 随時更新が行われている基本4情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い、税務システムに保持する情報を最新のものに更新する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。</p>				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、情報を復元できないよう処理を行う。					

IV その他のリスク対策 *

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<税務システムにおける措置> 本評価書の記載内容に沿った運用がされているか、年1回担当部署内で自己点検を実施。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<税務システムにおける措置> 評価書に記載されたとおりに運用がされているかどうか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は隨時に、監査を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<税務システムにおける措置> ①職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。 ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。 ③違反を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。
--

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104	
②請求方法	指定様式(公文書開示請求書)による窓口受付、郵送、ファクシミリ、電子申請の方法による。	
特記事項	福岡県では情報公開条例を制定し、公文書の開示請求があったとき、実施機関は、非開示情報が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならない。	
③手数料等	[有料]	<選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。開示請求の場合、写しの交付のみ実費(白黒A3版までの場合は1枚につき10円等)を窓口等で前納。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-	
公表場所	福岡県ホームページに掲載。 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html 県民情報センター他県内4カ所の県民情報コーナーに配架。	
⑤法令による特別の手続	-	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	福岡県総務部税務課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3062	
②対応方法	苦情受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残す。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	平成26年12月12日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	県のホームページへの掲載 及び 評価担当部署への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール 及び 書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	平成26年12月25日～平成27年1月23日 の30日間
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし

3. 第三者点検

①実施日	平成27年2月19日、平成27年3月17日(予定)
②方法	福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第51条第2項第3号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。
③結果	第三者点検後に記載

4. 特定個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】

①提出日	-
②特定個人情報保護委員会による審査	-

(別添3) 変更箇所

(案)

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収関係事務
②事務の概要	福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。 具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税 並びに 軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。 また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行い、税収確保に努めている。
③システムの名称	税務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第十九条第七号 及び 同法別表第二の二十八の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十一条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長	総務部税務課長 横崎 綾子

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
請求先 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 福岡県総務部税務課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3062

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

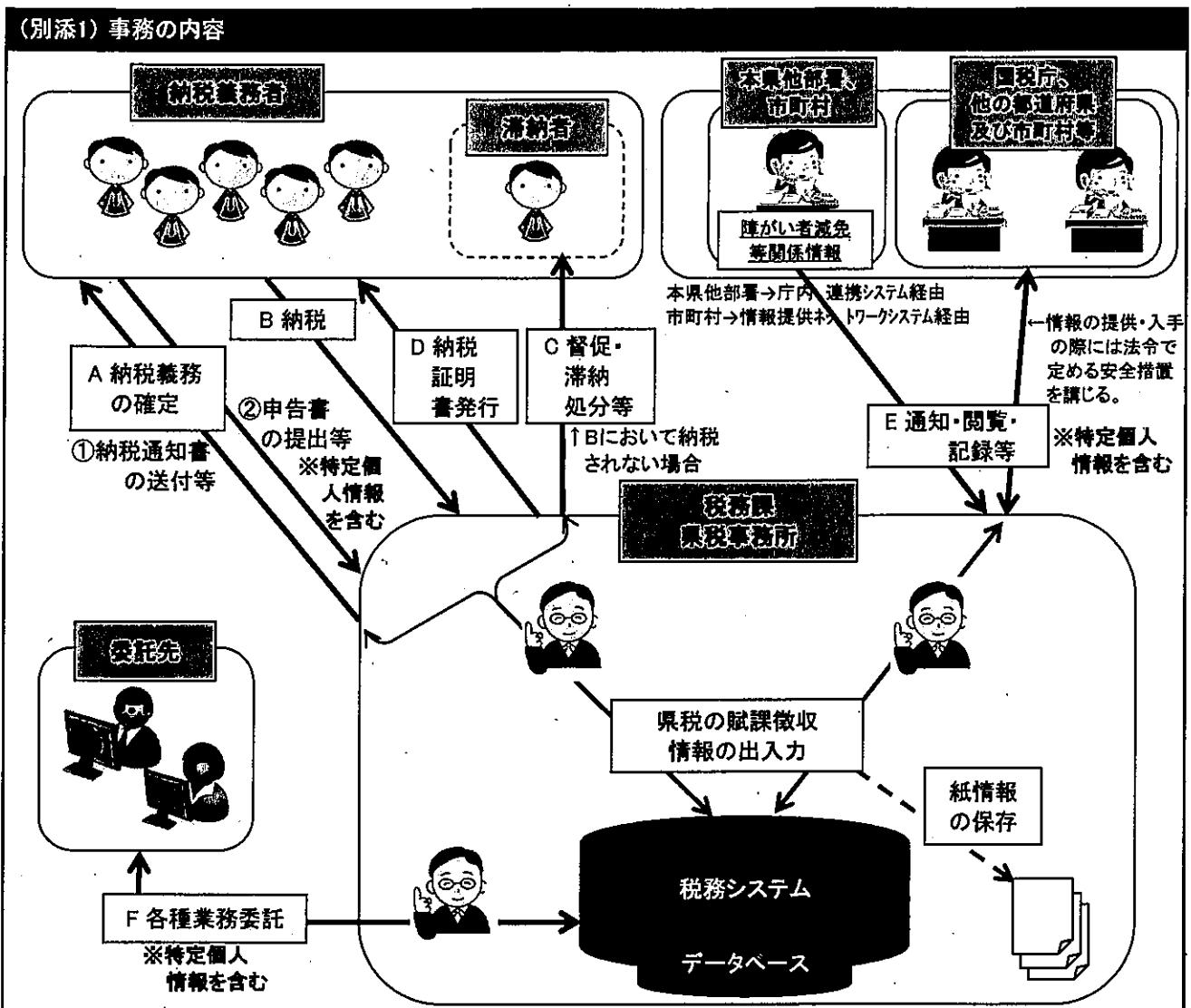
しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

麥更箇所

【事務フロー図】

(別添1) 事務の内容



(備考)

福岡県では、税務課 及び 県税事務所において、主に情報を管理する「税務システム」を基に県税の賦課徴収関係事務を行います。また、一部業務を外部委託しています。

県税の賦課徴収関係事務について、具体的には以下の流れとなります。

<納税義務者への賦課徴収関係事務>上表A～D

A 納税義務の確定 ……①県による納税通知書の送付や ②納税義務者からの申告書の提出等により、納税義務が確定する。場合により、減免や微収猶予等を行う。

(※ ②納税義務者から提出された申告書等には、様式により、特定個人情報を含むものがある。)

納税通知書に記載される個人情報等は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。

納税義務者による申告書等の情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

B 納税 ……納税義務者からの納税情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

C 督促・滞納処分等 ……納期限内に納税されない場合は、滞納者に対して督促や滞納処分等を行う。

滞納関係の情報は主に「税務システム」に蓄積する。

D 納税証明書発行 ……「税務システム」に蓄積したデータを基に、納税者に対し、場合により納税証明書を発行する。

<本県他部署、国税庁、他の都道府県及び市町村等との情報のやり取り>上表E

E 通知・閲覧・記録等 ……上記行政機関等との間は、番号法令及び地方税法令等に則り、情報のやり取りを行う。

障がい者減免等関係情報の入手について、本県他部署からは府内連携システムを経由、市町村からは情報提供ネットワークシステムを経由して入手する。その他、情報の提供・入手の際においても、法令で定める安全措置を講じる。(※ 番号法令で認められた範囲内で、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)

県発信の情報は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。

県へ送られてきた情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

<各種業務委託>上表F

F 各種業務委託 ……税務事務に関するデータ入力作成委託、パンチ委託 及び 納税通知書の封入封緘等委託等、各種業務を委託する。(※ 委託の内容によっては、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)

税務電算処理システム運用管理等業務委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と株式会社BCC（以下「乙」という。）は、税務電算処理システム運用管理等業務（以下「業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（業務の委託）

第2条 甲は、別紙「税務電算処理システム運用管理等業務委託仕様書」に基づき、業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務場所）

第3条 乙が行う業務の実施場所は、福岡県総務部税務課の指定する場所とする。

（委託料）

第4条 業務の委託料は、46,008,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,408,000円）とする。

（委託期間）

第5条 業務の委託期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（委託料の支払）

第6条 甲は、委託料を乙の請求により支払うものとし、請求金額は次のとおりとする。

区分	委託期間	請求金額
第1回	平成26年4月1日～平成26年6月30日	11,502,000円
第2回	平成26年7月1日～平成26年9月30日	11,502,000円
第3回	平成26年10月1日～平成26年12月31日	11,502,000円
第4回	平成27年1月1日～平成27年3月31日	11,502,000円

- 2 乙は、前項の委託期間の委託料を請求するときは、業務処理報告書及び支払請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の業務処理報告書及び支払請求書が適当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条第4号により免除する。

(業務)

第16

にこ

2 乙

(再委託の禁止)

第8条 乙は、当該業務の全部又はその一部を第三者に再委託してはならない。

(機密保持)

第9条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(契約)

第17

たと

2 前

で相

3 甲

破棄

いて

(主任担当者)

第10条 甲及び乙は、それぞれ当該業務の履行に関する連絡、確認を行う主任担当者をあらかじめ定めるものとする。

2 甲及び乙は、当該業務の履行に関する連絡及び確認については、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

(違約)

第18

る。

2 前

(進ちょく状況)

第11条 甲は、乙に対し業務内容を指示し、乙は、甲に対しその進ちょく状況を報告しなければならない。

2 前項については、主任担当者をもってこれに代えることができるものとする。

(暴力)

第19

いす

除す

債の

一

組

二 行

該

構

と

三 本

四 令

二

五 目

て、

六 ま

七 行

(かし担保)

第12条 乙は、システムの維持運用についてかしがあった場合には、これを遅滞なく完全なものに修正するものとする。

(遅滞損害金)

第13条 甲は、乙がその責に帰すべき理由により、本契約で定める期限までに業務を終了することができない場合においても、期限後に業務を終了する見込みがあると認めたときは、遅滞損害金を徴収して期限の延長を認めることができる。

2 前項の遅滞損害金は、契約金額に対して年2.9パーセントの割合で計算した額とする。

(損害賠償)

第14条 乙は、業務に関して、その責めに帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(帰属)

第15条 この契約によって生じる成果物等は、甲に帰属するものとする。ただし、甲の承認のもとに乙も使用できるものとする。

(業務の調査)

第16条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所、乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(契約の解除等)

。な 第17条 甲及び乙は、相手方がこの契約の条項を履行しないとき、又はこの契約の条項に違反したときは、契約を解除することができる。

かじ 2 前項の規定により契約を解除するときは、契約を解除しようとする日の30日前までに書面を通で相手方に通知しなければならない。

かじ 3 甲は、特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会から契約を
を通 破棄すべき旨の提案があったときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。

(違約金)

れば 第18条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金の金額は、契約金額の100分の10に相当する金額とする。

(暴力団排除条項)

たもの 第19条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条に同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

止るこ 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

止るこ 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。

忍のも 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

止るこ 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

忍のも 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

止るこ 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

忍のも 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用した

別情

とき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(協議)

第20条 この契約に定める条項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない条項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(個人情報の保護)

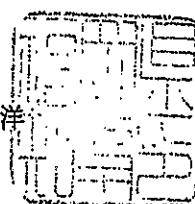
第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成26年4月1日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋



乙

福岡市中央区六本松2丁目12番19号

株式会社

代表取締役社長



好
年

第1
個
2
確
け

第2
ら
（
第3
成
（
第4
止
（
第5
行
（
第6
個
（
第7
資
（
第8
る

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることができないようしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

税

1

(

)

(

(

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができるものとする。

(4)

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2

①

a

b

c

d

(取扱記録の作成)

第14 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

(運搬)

第15 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

②

a

b

c

d

(契約解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

税務電算処理システム運用管理等業務委託仕様書

1 保守業務の提供方法

(1) 保守体制

①業務システムの円滑な保守を行うために、総括責任者と業務システム担当者を、県庁内に常駐させること。

なお、総括責任者は10年以上、担当者は5年以上の開発又は運用に関するS E経験があり、福岡県税務システムの設計を行なった者とする。

②勤務時間は福岡県職員の勤務日及び勤務時間を基本とし、勤務時間外に保守業務の必要がある場合、税務課電算係長の指示の範囲とする。

③業務の実施にあたっては、次に示すものを含め、適用を受ける法令、規程、基準等について、これを遵守して行なうこと。

- ア) 福岡県情報処理規程
- イ) 福岡県セキュリティ基本方針
- ウ) 福岡県セキュリティ対策基準
- エ) 福岡県職員認証システム運用管理要領
- オ) 福岡県共用ネットワーク管理運用要領
- カ) その他

④保守を行なうために必要な保守用パソコン（5台以上）等の機器は受託者で準備すること。

2 業務システム運用管理

①運用管理全般

- a) 連絡体制及び連絡手順を確立し、緊急連絡表を県に提出すること。
- b) 運用に関する会議に出席すること。
- c) 運用に関する会議資料等（作業日報・作業実績表・統合保守に関する報告資料）を作成し提出すること。
- d) 運用に関するドキュメント（手順書等）を適切に管理するとともに、県が定める標準・ガイドライン等に基づき、作成・改版等の整備を行うこと。

②業務システムの運用管理

- a) 業務システムの維持管理に伴うファイルの修正、削除などの作業をおこなうこと。
- b) 業務システムの運用及び改善に関する提案を行なうこと。
- c) 県からの作業依頼や問合せなどの相談に対応すること。
- d) 業務管理者が、オペレーション指示書により処理を行なう場合、そのオペレーション指示書の内容確認をおこない、税務課の承認後にシステム管理課等に提出すること

と。

- e) iDCとの連絡用に登録するためのメールアドレスを設定し、運用にあたっては、そのメールアドレスにより行なうこと。
- f) 業務システム担当者は、業務スケジュールを確認し、各業務のバッチ処理を起動すること。また、処理結果を税務課担当者に通知すること。
- g) 処理の異常等障害が発生した場合、原因の分析をし、ハードウェア・ソフトウェア・業務システムの切り分けを行ない税務課に報告すること。業務システムに不具合がある場合は、迅速に対応すること。

③セキュリティ管理

- a) アクセス記録などのセキュリティに関するログ情報の収集、分析を行ない、資料の作成を行なうこと。
- b) セキュリティレベルを維持するために必要なセキュリティパッチの適用を速やかに行なうこと。

④業務システム管理

- 仕様変更等に関して、作業量を算定し、作業体制、作業方法、スケジュール等について、税務課と協議のうえ、以下の作業を実施すること。
- a) 業務システムの機能追加・変更などの内容について、ヒアリングを行ない、業務仕様を確認すること。
 - b) 税務課が提出した業務仕様書に基づき、プログラム等の作成、変更を行なうこと。
 - c) プログラム等について、保守環境における単体テスト、結合テスト、総合テストを行なうこと。
 - d) 詳細設計書、操作手引書、運用マニュアル等のドキュメントの変更を行なうこと。
 - e) 保守環境から本番環境へのプログラム等の移行について、税務課の承認を受け本番適用（リリース）を実施すること。
 - f) 業務システムで使用する各種マスタファイル（データベースを含む）等の修正を行なうこと。
 - g) プログラム等の作成・変更内容、テスト結果、ドキュメントの変更内容など作業内容が確認できる資料を添付して、税務課に提出すること。

⑤構成・資源管理

システムの構成管理に関して、作業体制、作業方法、スケジュール等について、税務課と協議のうえ、以下の作業を実施すること。

- a) 障害復旧、仕様変更に伴い修正したプログラムの版管理を行なうこと。
- b) 障害復旧、仕様変更に伴い修正した設計書、オンラインヘルプ等、ドキュメント

の版管理を行なうこと。

- c) その他、県が所有するドキュメントについては、定められた場所で、紛失、汚損などがないように適切に管理すること。
- d) 機器等の構成変更に伴う影響調査、検討を行なうこと。
- e) 税務システムの運用に必要な実行環境の定義体や設定等の変更作業を行なうこと。
- f) ディスク利用スペース及びデータベースの状況の調査、不要なファイル等の整理を定期的に行なうこと。

⑥データ管理

- a) 業務システムで使用しているデータベース、テーブルファイル等については、適切に管理し、業務の実施にあたって、データの漏えい、紛失、事故等を予防し、業務の信頼性及び安全性を確保する。
- b) 業務システムで使用しているデータを県の依頼により、指定する形式、媒体に変換するなど、県が利用するために必要な作業を県と協議・承認のうえ行なうこと。

⑦業務引継

- a) 契約の解除等の理由により、委託業務の履行ができなくなった場合は、税務システムの運用を適切に行なうために必要である資料及びノウハウの引継を、税務課に対し、円滑に、誠意をもって行なうこと。
- b) 業務引継作業の期間は、2ヶ月程度とする。
- c) 引継の実施にあたっては、引継対象業務毎の業務範囲、管理責任者、実施担当者、対象ドキュメント、引継方法、スケジュールを明確に記載した引継書を作成し税務課の承認をうけること。

3 運用会議

①毎月1回、運用に関する全体定例会議を開き保守実績報告、協議及び確認を行う。

②①以外に月1回程度、スケジュールの確認、システム改修進捗状況の確認、各業務担当レベルでの業務依頼書処理の確認等①に準ずる会議、打合せを隨時行う。

平成26年4月15日	小川洋	福岡県知事	32,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
2 公布日	3 問合せ先	6 契約の相手方を決定した手続	7 隨意契約を行った理由
建築都市部建築指導課建築指導係 電話：092-643-3721 メールアドレス：kenshido@preffukuoka.lg.jp	落札者等について、次のとおり公示します。 平成26年4月18日	政府調達に関する協定第15条1(d)に該当	公告
2 努力義務により、すでに診断又は改修 を完了している物件については、第三者 の評価を受けることなく受け入れるべき こと。	新築書の提出については、意見番号1 のとおり。	3 契約に係る特定債務の名称 税務電算処理システム運用管理等業務委託	1 契約に係る特定債務の名称 税務電算処理システム運用管理等業務委託
2 公布日	3 問合せ先	4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 福岡県総務部税務課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号	2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 福岡県総務部税務課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
2 公布日	3 問合せ先	5 契約金額 日本電気株式会社九州支社 (2) 住所 福岡市博多区御井所町1番1号	5 契約金額 46,008,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
2 公布日	3 問合せ先	6 契約の相手方を決定した手続 随意契約	6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
2 公布日	3 問合せ先	7 隨意契約を行った理由	7 隨意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

平成26年度狩猟免許試験及び狩獵者講習を次のように実施する。
平成26年4月18日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所	所 在 地	会 場	所 管
平成26年7月30日 (水曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所	福岡農林事務所
	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所	筑後農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所	行橋農林事務所
	飯塚市有安330-3	庄内公民館	飯塚農林事務所	朝倉農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所	筑後農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所	行橋農林事務所
平成26年8月31日 (日曜日)	飯塚市有安330-3	庄内公民館	飯塚農林事務所	八幡農林事務所
平成27年1月18日 (日曜日)	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所	飯塚農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試験時間
	課 選	選

知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、道具、知識について 鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～午前11時																																																		
適性試験	視力、聽力及び運動能力について	午前11時～午後0時30分																																																		
技能試験	種類の操作、距離の目測(網眼、わな網免許を除く 。)及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時																																																		
3 狩猟者講習の期日及び場所																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 日</th> <th>場 所</th> <th>所 在 地</th> <th>会 場</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年6月27日 (金曜日)</td><td>福岡市博多区吉塚本町</td><td>福岡県吉塚本町</td><td>福岡農林事務所</td><td>福岡農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年7月2日 (水曜日)</td><td>みやま市高田町渡流14</td><td>まいびア高田</td><td>筑後農林事務所</td><td>筑後農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年7月4日 (火曜日)</td><td>行橋市中央一丁目2-1 1</td><td>福岡県行橋総合庁舎</td><td>行橋農林事務所</td><td>行橋農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年7月8日 (火曜日)</td><td>朝倉市甘木193-1 1</td><td>ピーポート甘木</td><td>朝倉農林事務所</td><td>朝倉農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年7月9日 (水曜日)</td><td>筑後市大字和泉606-1</td><td>福岡県筑後農林事務所</td><td>筑後農林事務所</td><td>筑後農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年7月11日 (金曜日)</td><td>北九州市八幡西区則松三丁目7-1</td><td>福岡県八幡総合庁舎</td><td>八幡農林事務所</td><td>八幡農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年7月15日 (水曜日)</td><td>飯塚市仁保8-30</td><td>筑後市仁保8-30</td><td>筑後農林事務所</td><td>筑後農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年7月23日 (日曜日)</td><td>八女市黒木町今1314-1 1</td><td>八女市黒木総合支所</td><td>筑後農林事務所</td><td>筑後農林事務所</td></tr> <tr> <td>平成26年8月24日 (日曜日)</td><td>行橋市中央一丁目2-1 1</td><td>福岡県行橋総合庁舎</td><td>行橋農林事務所</td><td>行橋農林事務所</td></tr> </tbody> </table>			期 日	場 所	所 在 地	会 場	所 管	平成26年6月27日 (金曜日)	福岡市博多区吉塚本町	福岡県吉塚本町	福岡農林事務所	福岡農林事務所	平成26年7月2日 (水曜日)	みやま市高田町渡流14	まいびア高田	筑後農林事務所	筑後農林事務所	平成26年7月4日 (火曜日)	行橋市中央一丁目2-1 1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所	行橋農林事務所	平成26年7月8日 (火曜日)	朝倉市甘木193-1 1	ピーポート甘木	朝倉農林事務所	朝倉農林事務所	平成26年7月9日 (水曜日)	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所	筑後農林事務所	平成26年7月11日 (金曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所	八幡農林事務所	平成26年7月15日 (水曜日)	飯塚市仁保8-30	筑後市仁保8-30	筑後農林事務所	筑後農林事務所	平成26年7月23日 (日曜日)	八女市黒木町今1314-1 1	八女市黒木総合支所	筑後農林事務所	筑後農林事務所	平成26年8月24日 (日曜日)	行橋市中央一丁目2-1 1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所	行橋農林事務所
期 日	場 所	所 在 地	会 場	所 管																																																
平成26年6月27日 (金曜日)	福岡市博多区吉塚本町	福岡県吉塚本町	福岡農林事務所	福岡農林事務所																																																
平成26年7月2日 (水曜日)	みやま市高田町渡流14	まいびア高田	筑後農林事務所	筑後農林事務所																																																
平成26年7月4日 (火曜日)	行橋市中央一丁目2-1 1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所	行橋農林事務所																																																
平成26年7月8日 (火曜日)	朝倉市甘木193-1 1	ピーポート甘木	朝倉農林事務所	朝倉農林事務所																																																
平成26年7月9日 (水曜日)	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所	筑後農林事務所																																																
平成26年7月11日 (金曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所	八幡農林事務所																																																
平成26年7月15日 (水曜日)	飯塚市仁保8-30	筑後市仁保8-30	筑後農林事務所	筑後農林事務所																																																
平成26年7月23日 (日曜日)	八女市黒木町今1314-1 1	八女市黒木総合支所	筑後農林事務所	筑後農林事務所																																																
平成26年8月24日 (日曜日)	行橋市中央一丁目2-1 1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所	行橋農林事務所																																																
4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(1) 受講資格者</th> <th>平成23年度において狩猟免許試験又は狩獵者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの(一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても) </th> </tr> </thead> </table>			(1) 受講資格者	平成23年度において狩猟免許試験又は狩獵者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの(一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても)																																																
(1) 受講資格者	平成23年度において狩猟免許試験又は狩獵者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの(一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても)																																																			



自動車二税申告受付等に係る業務委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と福岡県自動車販売店協会（以下「乙」という。）とは、地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）、福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）及び福岡県税条例施行規則（昭和30年福岡県規則第18号）に規定する自動車の取得等に伴う申告に関する業務について、次とおり業務委託契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 甲は、（1）に掲げる場所において、（2）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務場所

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ア 福岡市東区千早3丁目10番40号 | 陸運会館千早会館 |
| イ 福岡市東区箱崎ふ頭2丁目5番16号 | 福岡軽自動車会館 |
| ウ 北九州市小倉南区沼南町3丁目20番1号 | 福岡交通会館北九州新館 |
| エ 北九州市小倉南区沼南町3丁目19番2号 | 福岡軽自動車会館北九州分館 |
| オ 飯塚市仁保23番44号 | 筑豊交通会館 |
| カ 飯塚市仁保23番43号 | 筑豊軽自動車会館 |
| キ 久留米市上津町中尾山2203番の301 | 久留米陸運会館 |
| ク 久留米市上津町中尾山2199番の46 | 久留米軽自動車会館 |
| ケ その他乙が事前に甲から承認を得た場所 | |

（2）業務内容

- | |
|--------------------------------------|
| ア 自動車税・自動車取得税申告書（以下「申告書」という。）の受付から保管 |
| イ 証紙代金収納額の照合及び連絡票の交付 |
| ウ 申告書に付随する各種申請書の受付から保管 |
| エ 照会に対する説明・回答 |
| オ 申告書の集計 |
| カ 古物商の管理 |
| キ 課税根拠資料の管理 |
| ク 申告書データの作成等 |
| ケ 追徴・修正申告・還付に係る事務 |
| コ 自動車税の収納 |
| サ 自動車税継続検査・構造変更等用納税証明書の交付 |
| シ 証紙代金収納計器の管理・運営に付随する事務 |
| ス 税務課及び指定県税事務所への書類の送付 |
| セ その他、アからスに付随する業務 |

2 乙は、第1項(1)に定める業務場所ごとに委託業務の責任者を定め、甲に通知するものとする。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料(以下「委託料」という。)は、金188,136,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額13,936,000円)とする。
なお、処理件数等に変更が生じても委託料は変更しないものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第170条各号に該当する場合は免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を、甲が別に定める仕様書(別紙1)及び甲の指示に従って処理しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が常に適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
- 3 重大事態の発生により、乙の委託業務の遂行が不能又は著しく困難になったときは、乙は直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、報告書を受理したときは、直ちに委託業務の成果について検査を行う。
- 3 乙は、委託業務の成果が検査に合格しなかったときは、甲の指示に従い、これを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した旨の通知があったときは、「請求期間と請求金額」（別紙2）に基づき、委託料の支払を甲に請求する。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (4) 乙の委託業務の処理が不適当と甲が認めたとき。
 - (5) 甲がこの委託業務を委託する必要がなくなったとき。
- 2 乙は、この契約が解除されたことにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、甲の債務不履行を理由とするときは、この限りではない。
 - 3 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙に損害が生じても、乙は甲に賠償を請求することはできない。
 - 4 乙は、第1項第1号の規定により、この契約が解除されたときは、第3条に規定する委託料の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。
 - 5 乙は、契約が解除された場合においては、甲の指示に従い関係書類を甲に引き継がなければならない。
 - 6 第1項第5号の規定により契約を解除することとなった場合及び契約を解除する予定である場合は、甲は乙に対し、解除日及び解除予定日から起算して3ヶ月前までに、文書により通知しなければならない。

(瑕疵の免責)

第12条 乙は、この委託契約による業務履行後6か月間は、その内容の瑕疵について責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰する理由によるときは、この限りではない。

2 前項に定める期間内に履行の瑕疵が発見されたときは、甲は、乙に対し補正を求めることができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める委託業務を履行しないため、またはこの契約が解除されたために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、委託業務の処理に関し、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより甲に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団の排除)

第15条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 住所 福岡市東区千早三丁目9番23号福岡交通会館内

氏名 福岡県自動車販売店協会

会長 有田耕一

業務仕様書

業務の仕様は、この仕様書に定めるとおりとする。

なお、以下において、「申告書」とは、福岡県税条例施行規則（以下「規則」という。）第112号様式及び規則第113号様式により定められた「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）」をいう。

また、当仕様書に記載がない詳細な事務については、甲が乙に対し別途指示する。

1 委託業務の内容

(1) 申告書の受付から保管

ア 規則第112号様式及び規則第113号様式の記載要領に基づき、自動車検査証の各項目との照合を行う。

イ 地方税法（以下「法」という。）第113条（納稅義務者等）、法第114条（みなし課税）、法第115条（非課税）、法第118条（課税標準）、法第119条（税率）、法第120条（免税点）、法第125条（譲渡担保財産の取得にかかる納稅義務の免除）、法第126条（自動車の返還に係る還付又は納付義務の免除）、法附則第12条の2の2（非課税）、法附則第12条の2の3（税率の特例）、法附則第12条の2の4（免税点の特例）、法附則第12条の2の5（課税標準の特例）、及び福岡県税条例（以下「条例」という。）第15条（減免）の規定に基づき、自動車取得税の賦課に係る各項目の確認を行う。

ウ 法第145条（納稅義務者等）、法第146条（非課税）、条例第15条（減免）、条例第49条（課税免除等）、条例第50条（税率）及び条例付則第9条の3（税率の特例）の規定に基づき、自動車税の賦課に係る各項目の確認を行う。

エ 申告書を「新規転入用」「移転変更及び抹消・転出用」の別、事務所別、課税・課税対象外・追徴・修正・非課税・課税免除・減免の別に仕分けし、件数・税額が（6）ア及びイの日計表及び期計表と符合するか確認する。

オ エの仕分け後、仕分単位毎に車種・かな・一連番号順に配列する。

カ 4枚複写式の申告書のうち、「その2」は委託業務場所において保管し、「その4」を税務課に送付する。

(2) 証紙代金収納額の照合及び連絡票の交付

自動車税及び自動車取得税の合計額が証紙代金収納計器により表示されていることを確認し、標板の交付を要するものについては、番号標交付請求書兼連絡票に県税照合済印を押印し、申告者に交付する。

(3) 各種申請書・請求書の受付から保管

- ア 登録時に提出される各種申請書について、添付書類で内容を確認（申請書に受付担当者の確認印を押印）し、起案前の準備を行う。
- イ アにより起案前準備が整った申請書と添付書類の写しを作成し、原本と写しのうち一方は確認簿兼送付書（送付確認者の押印）を添えて指定県税事務所に送付し、一方は申告書（その4）に添えて税務課に送付する。
- ウ 登録後に提出される「自動車取得税更正請求書」及び「自動車の返還に対する自動車取得税の還付申請書」について、添付書類で内容を確認（申請書に受付担当者の確認印を押印）し、起案前の準備を行う。
- エ ウにより起案前準備が整った申請書と添付書類に確認簿兼送付書（送付確認者の押印）を添えて指定県税事務所に送付する。
- オ 指定県税事務所から送付された決裁後の申請書と添付書類を保管する。

(4) 登録後に県税事務所で受け付けられた各種申請書（証紙徵収分）の保管

登録後、県税事務所で受付され、指定県税事務所で決裁された、証紙徵収分に係る各種申請書を保管し、(6)ウに規定する調定伺書作成のための整理を行う。

(5) 照会に対する説明・回答

ア 納税状況の説明・回答

自動車登録情報を聞き取り、福岡県税務システムにて納税の有無を回答する。なお、未納の場合は延滞金の有無を確認し、延滞金がある場合はその額も含めて回答する。

イ 課税額の説明・回答

自動車登録情報を聞き取り、税率表等で課税標準額・税額等を算出し回答する。

ウ 減免等の制度内容に係る説明・回答

納税義務者の情報等を聞き取り、減免等の制度内容について説明・回答する。

エ 疑義・問題発生時の対応

アからウまでにより説明や回答を行ってもなお疑義や問題が残る場合、自動車取得税額に関するものについては原則税務課に、自動車取得税額以外に関するものについては原則各指定県税事務所に引き継ぐ。

オ 税務課等からの照会に対する回答

税務課及び県税事務所からの各種照会に対して回答を行う。

(6) 申告書の集計

- ア 自動車税及び自動車取得税の件数、税額等を集計し、日計表を作成する。
- イ 每月15日及び月末現在において期計表を作成する。
- ウ 月末現在において調定伺書を作成し、起案前の準備を行い、指定県税事務所に送付する。

- エ 月末現在において軽自動車取得税月次報告書を作成し、税務課が指定する電子フォルダに保存する。
- オ 税務システムより各種帳票を出力し、アからエまでの書類等と照合の上、保管する。
- カ 指定県税事務所から送付された決裁後の調定伺書を保管する。

(7) 古物商の管理

- ア 商品車に係る申告において提示される古物商許可証により、古物商を管理する台帳を作成する。
- イ 必要に応じて、税務システムの「自動車取得税 古物商照会・登録」画面の入力を行う。

(8) 課税根拠資料の管理

毎月、指定県税事務所を経由して税務課から送付される「自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表」等の課税根拠資料の編纂・管理を行う。

(9) 申告書データの作成等

- ア 申告書の記載内容を点検し、集計表（日計表・期計表に追記）を作成する。
- イ データ作成が必要なものについては、データ作成要領に基づき、申告書へのコード記入及びデータ作成を行う。
- ウ 前期以前分の追徴等については、過誤納金明細表を作成する。

(10) 申告書及び申告書データ等の納品

- ア (9)を半月毎に集計し、末日から起算して3営業日の午前11時30分までに、福岡県庁税務課まで納品する。なお、申告書データについては、電子媒体（CD）での納品とする
- イ アの納品と同時に、事務処理報告書（契約書第9条第1項）を提出する。
- ウ 申告書データを記録した媒体のコピーを、障害時の対応として2ヶ月間保管する。

(11) 追徴・修正申告・還付に係る事務

- ア 追徴もしくは修正申告が必要な場合は、申告人に連絡し納付を促す。
- イ 申告人に納付の意志がない場合は、指定県税事務所に連絡する。
- ウ 申告人を訪問する必要がある場合は、指定県税事務所と協力して対処する。ただし、賦課徴収権の行使に係るものは指定県税事務所の事務とする。
- エ 還付が必要な場合は、申告人に連絡して還付先を確定させ、起案前の準備を行い、書類を指定県税事務所に送付する。
- オ 決裁後に指定県税事務所から返送されるエの書類を保管する。

(12) 自動車税の収納

- ア 自動車登録番号・納税義務者氏名等から納税状況を確認し、納付書を交付する。また、現金を受理し、領収書を交付する。
- イ 当日の収入金の集計を行う。また、金融機関への払込みに関する書類を作成し、

警備会社に引き渡す。

ウ 月末現在において窓口収納金の取扱状況に係る報告書を作成し、指定県税事務所に送付する。

(13) 自動車税継続検査・構造変更等用納税証明書の交付

ア 自動車税の完納を確認し、納税証明書を交付する。

イ 納税証明書の交付状況について報告書を作成し、指定県税事務所に送付する。

(14) 証紙代金収納計器の印影確認

証紙代金収納計器で表示される印影の日付及び濃淡について九州陸運協会から提示される内容を確認し、提示された印影を保管する。

(15) 証紙代金収納計器使用状況記録簿及び誤表示印影報告書の確認

ア 九州陸運協会から提示される記録簿により証紙代金収納計器使用状況の確認を行う。

イ 九州陸運協会から提示される報告書により誤表示印影の確認を行う。

(16) 収納計器の年度末調整等における立会等の協力

ア 収納計器の年度末調整において、指定県税事務所の協力依頼に基づいて同席等の協力をを行う。

イ 収納計器が使用不能となった場合、指定県税事務所の協力依頼に基づいて同席等の協力をを行う。

ウ 収納計器の取り扱いについて指定県税事務所が九州陸運協会に指導を行う必要が生じた場合、指定県税事務所の相談を受ける。

(17) 上記以外

ア 賦課徴収権の行使に係る事務は県職員固有の事務とする。

イ (1) から (16) までの業務のほか、当該業務に付随する事務については、受託者における事務とする。

ウ 指定県税事務所への書類の送付は、週2回程度とする。

エ 本委託業務に関する指揮命令は、原則、指定県税事務所が行う。

2 受託者の責務

本業務の遂行にあたり、正確で迅速な事務処理に努め、納税者の不利益や県民の不信を招くことがないように十分に業務の内容を理解し、受託業務を円滑に処理するよう万全を期すこと。

(1) 信用失墜行為の禁止

福岡県（以下「県」という。）の信用を失墜する行為をしないこと。

(2) 業務の適正処理

ア 業務の遂行にあたっては、常に知識の習得を図り、処理の内容を理解し、正確な業務処理を行うこと。

イ 業務処理に伴い誤った処理がなされたことが判明した場合は、早急に是正措置をとらなければならない。

また、再度誤った処理が行われることがないよう業務処理の見直しを行うものとする。

(3) 関係書類の取扱い

業務に関する仕様書、業務マニュアル、県が貸与する資料等は、受託者の責任で管理し、県の許可を受けずに複写したり、業務履行場所以外に持ち出してはならず、契約期間終了の際には県に確實に返還すること。

また、県が貸与する資料等の使用に際し、的確かつ円滑に業務が遂行できるよう必要に応じて改善及び追加資料の提案等を行うこと。

なお、資料等の作成においては、県と協議のうえ行うこと。

(4) 備品に対する注意義務

県が受託者の使用に供する備品（税務電算システム端末、机、椅子、ロッカー等）については、善良なる管理者の注意のもとに使用するものとする。受託者の故意または過失により備品に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。

(5) 業務の引継

受託者の変更があった場合には、次期受託者が業務を遂行するにあたって支障の無いよう、業務内容、関係書類及び備品等を滞りなく引き継ぐこと。

3 その他

- (1) 業務の遂行に際し、県職員と協力のうえ、来客者に対して終日対応できる体制を整えること。
- (2) 事務処理に疑義が生じた場合は、県職員に相談のうえ業務を遂行すること。
- (3) 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(別紙2)

請求期間と請求金額

平成26年 4月1日～平成26年 4月30日	15,678,000円
平成26年 5月1日～平成26年 5月31日	15,678,000円
平成26年 6月1日～平成26年 6月30日	15,678,000円
平成26年 7月1日～平成26年 7月31日	15,678,000円
平成26年 8月1日～平成26年 8月31日	15,678,000円
平成26年 9月1日～平成26年 9月30日	15,678,000円
平成26年10月1日～平成26年10月31日	15,678,000円
平成26年11月1日～平成26年11月30日	15,678,000円
平成26年12月1日～平成26年12月31日	15,678,000円
平成27年 1月1日～平成27年 1月31日	15,678,000円
平成27年 2月1日～平成27年 2月28日	15,678,000円
平成27年 3月1日～平成27年 3月31日	15,678,000円
合計金額	188,136,000円

(うち消費税及び地方消費税額 13,936,000円)

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。
- この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第14 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱情報を記録し、甲に報告しなければならない。

(運搬)

第15 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。



自動車二税の分配処理（異動処理）に係る業務委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と株式会社BCC（以下「乙」という。）とは、自動車二税の分配処理（異動処理）に係るデータ作成及びその他これに付随する業務の委託に関して、次のとおり契約を締結する。

（委託業務内容）

第1条 甲は、乙に対し、次の業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 自動車二税の分配処理に係るデータ作成に関する業務
- (2) 上記に付随するデータ修正等の業務

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書に示す処理方法により業務を行うものとする。

（委託期間）

第3条 本業務の委託契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、当初仕様書に示す日程以外の業務については、甲乙別途協議する。

（委託料）

第4条 当該業務の委託料は、18,560,880円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額1,374,880円）とする。

（委託料の支払方法）

第5条 甲は、前条に定める委託料を乙の請求により支払うものとし、請求金額は次のとおりとする。

区分	対象期間	請求金額
第1回	平成26年 4月1日～平成26年 6月30日	4,640,220円
第2回	平成26年 7月1日～平成26年 9月30日	4,640,220円
第3回	平成26年10月1日～平成26年12月31日	4,640,220円
第4回	平成27年 1月1日～平成27年 3月31日	4,640,220円

2 乙は前項の委託期間の委託料を請求するときは、業務処理報告書及び支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の業務処理報告書及び支払請求書が適当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条4号の規定により免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、甲から受託した業務に関連して知り得た事項を、この契約書の契約期間にかかるわらず他に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団排除条項)

第9条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第6条の規定によらず契約保証金又の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(資料の貸与及び返還)

第10条 甲は、乙が業務を遂行する上で必要と認められる資料、情報及び機器等を貸与するものとする。

2 乙は、当該業務遂行上不必要となった資料は遅滞なくこれを甲に返還する。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部を第三者に

再委託してはならない。

(データ等の目的外使用の禁止)

第12条 乙は、甲の指示による場合を除き、データ等を複写、複製、第三者への提供、貸し出し、その他指示目的以外の使用をしてはならない。

(入力資料及び成果物等の授受)

第13条 業務は、原則として福岡県庁内で行うものとする。

(保管管理)

第14条 乙は、委託業務に係る情報の搬送、保管等に当たっては、情報の紛失、漏えい、破損等の事故が発生しないよう、常に善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

(事故等の発生)

第15条 乙は、その管理する委託業務に係る情報の漏えい、滅失、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに漏えいの拡大の防止、復元、回復、回収等の措置を講じるとともに、事故等の概要を速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(業務の調査)

第16条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所、乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(かし担保及び免責)

第17条 乙は、この契約に基づく業務履行後6か月間は、その業務内容のかしについて責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(契約の解除等)

第18条 甲は、乙がこの契約に違反した時又はその恐れがあるときは、この契約を解除し、若しくは変更し、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

(損害賠償)

第19条 この契約の履行に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し当該損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるときは、この限りでない。

(契約の費用)

第20条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

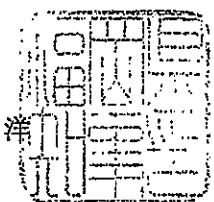
(協議)

第21条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

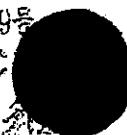
この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋



乙 福岡市中央区六本松2丁目2番19号
株式会社
代表取締役社長



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることができないようしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全確保の措置)

- 第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

- 第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

- 第10 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

- 第11 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる

ものとする。

(運搬)

第12 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

自動車二税分配処理（異動処理）に係る委託業務仕様書

記
責

自動車二税分配処理に係るデータ作成及びその他これに付随する業務の委託に関する処理方法については、以下のとおりとする。

記
責

1 責任者の設置

委託業者は、直接業務に携わる者の中から1名を責任者として選任すること。

責任者は、委託業者の進捗状況等を把握し、税務課職員との窓口として適正な業務の推進に努めること。

2 作業場所

業務を行う場所は福岡県庁税務課とし、税務課職員指導のもと業務を行う。ただし、税務課の組織改編等の関係で場所が変更になる場合は、税務課職員の指示する場所で業務を行うこと。

3 処理の流れ

(1) 別紙「自動車二税分配処理（自動車税異動処理）について」を基本に、自動車税申告書、分配テープ情報等から判断し必要な修正を行う。

(2) 修正入力に際しては、「自動車税課税電算処理要領」を熟読の上、適正な方法で入力を行うこと。

4 その他

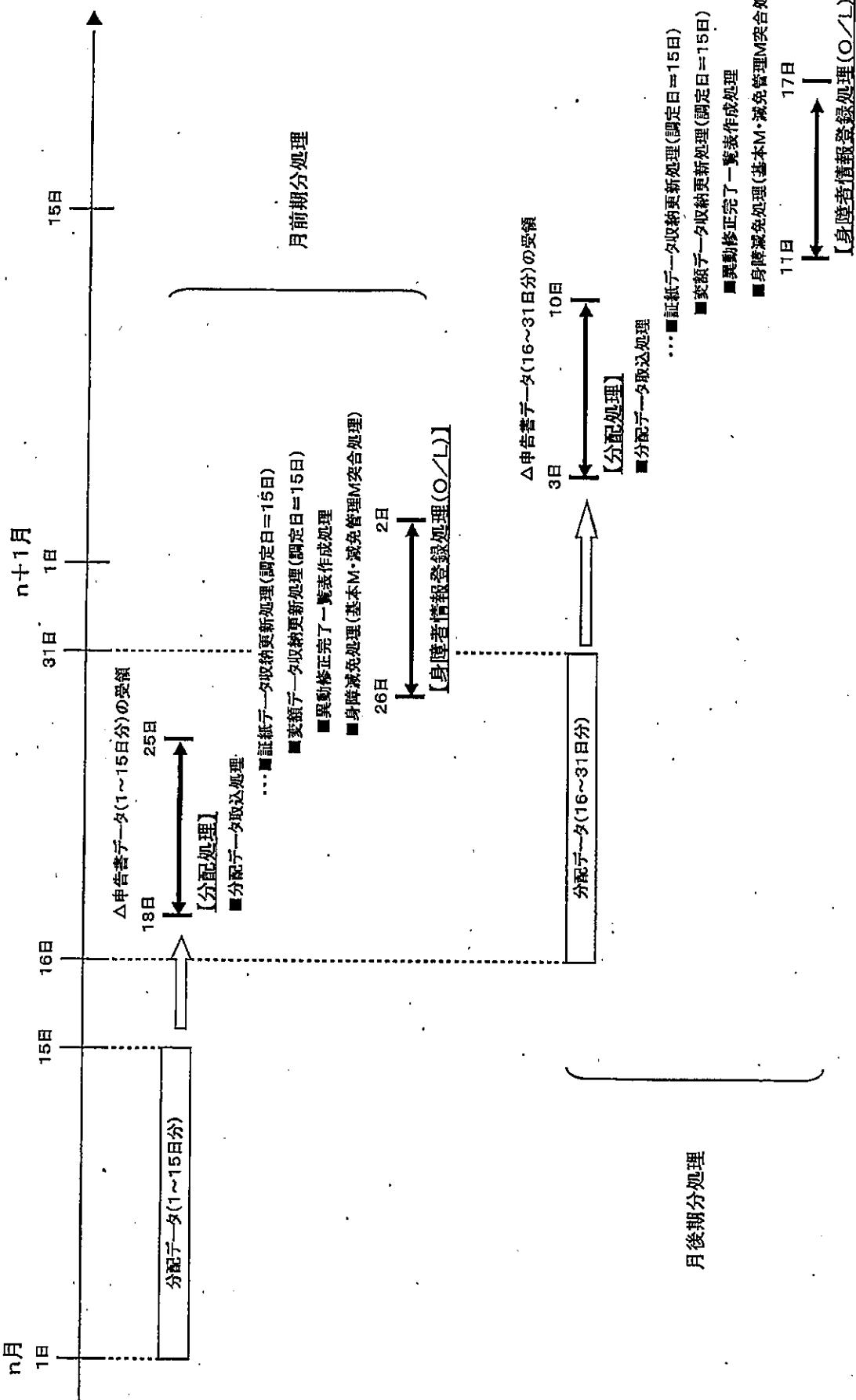
上記に記載すること以外で処理方法等について疑義が生じた場合は、税務課職員の指示を受け適切な処理を行うこと。

[4月～3月] (新システム)

処理の時期		処理名	出力帳票等
月前期分	月後期分		
毎月16日から起算して第1営業日	毎月第1営業日	A 分配データ販売処理 B 車検情報ファイル作成処理 C 分配データチェック処理 D 生所コード変換処理	KMBA00 KMBA20 KMBA10 KMBA30
		-分配データエックリスト(更新対象データ) [1] -分配データエックリスト(候補対象データ) [1]	
		-分配データエックリスト(住所コード変換) [2]	
	" 第2営業日	E 結束番号付与処理 F 株主・投資者登録確定処理 G 株主番号取得処理	KMBA40 KMBA50 KMBA60
		H 黒役コード付与処理	KMBA70
		I 申告書データ登録処理 J 判別登録処理	KLBEE10 KLBEE20
毎月16日から起算して第3営業日	" 第3営業日	K 分配・申告突合チェック処理① L 分配・申告突合チェック処理②	KMBB00 KMBB10
		-申告・分配データエックリスト(不突合データ) [7] -申告・分配データエックリスト(不突合データ) [8]	
	" 第4営業日	M 分配・申告突合チェック処理③	KMBB20
		-申告・分配データエックリスト(税額不突合) [9] -更新データエックリスト(税額不突合) [9]	
毎月16日から起算して第5営業日	" 第5営業日	N 基本更新用ファイル作成処理 O 納税者登録処理 P 納税者番号チェック処理 Q 申告書・納税者変更処理	KMBC00 KMBC10 KMBC20 KMBC30
		-更新データエックリスト(税額不突合修正) [10]	
	" 第6営業日	R 基本マスク更新処理 S 転入・転出ファイル更新処理 T 住所変更・納税者変更処理 U 既払データ更新リスト作成処理	KMBC50 KMBC60 KMBD10 KMBD11
		-累計更新リスト(過誤精査一覧表)	
毎月16日から起算して第7営業日	" 第7営業日	V 他県扶消登記処理 W 地県扶消登記処理 X 地県データ収納更新処理 Y 地県データ収納更新処理 Z 累計ファイル更新処理 AA 累計修正完了一覧表作成処理	KMBD12 KMBD20 KMBD30 KMDD50
		-累計更新リスト	
		AB 累計データ収納更新処理 AC 全県累積ファイル地県扶消更新処理	
		AD 身體減免処理(基本M減免M突合 KMDF00	-減免突合結果チェックリスト
		[13]	

※所月のスケジュールは別紙のとおり。

(別紙) (新システム)例月のスケジュール



滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託契約書

2,000

福岡県（以下「甲」という。）と株式会社BCC（以下「乙」という。）とは、滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務内容）

第1条 甲は、乙に対し、滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務（以下「業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書に示す処理により業務を行うものとする。

（業務場所及び成果物の授受）

第3条 乙が行う業務の実施場所及び成果物の授受は、福岡県総務部税務課とする。

（委託料）

第4条 業務の委託料は、4,773,600円（うち消費税及び地方消費税の額353,600円）とする。

（委託期間）

第5条 本業務の委託期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、当初仕様書に示す日程以外の業務については、甲乙別途協議する。

（委託料の支払）

第6条 甲は、委託料を乙の請求により支払うものとし、請求金額は次のとおりとする。

区分	委託期間	請求金額
第1回	平成26年4月1日～平成26年6月30日	1,193,400円
第2回	平成26年7月1日～平成26年9月30日	1,193,400円
第3回	平成26年10月1日～平成26年12月31日	1,193,400円
第4回	平成27年1月1日～平成27年3月31日	1,193,400円

2 乙は、前項の委託期間の委託料を請求するときは、業務処理報告書及び支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の業務処理報告書及び支払請求書が適当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に支払うものとする。

4 甲は、その責めに帰する理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条第4号該当により免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承認させ、若しくは担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、甲から受託した業務に関連して知り得た事項を、この契約書の契約期間に問わらず他に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資料の貸与及び返還)

第10条 甲は、乙が業務を遂行する上で必要と認められる資料、情報を貸与するものとする。

2 乙は、当該業務遂行上不必要となった資料、情報は遅滞なくこれを甲に返還する。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(データ等の目的外使用の禁止)

第12条 乙は、甲の指示による場合を除き、データ等を複写、複製、閲覧、第三者への提供、貸し出し、その他指示目的以外の使用をしてはならない。

(保管管理)

第13条 乙は、委託業務に係る情報の保管等に当たっては、情報の紛失、漏洩等の事故が発生しないよう、常に注意をもって管理しなければならない。

(事故等の発生)

第14条 乙は、その管理する委託業務に係る情報の漏洩、滅失その他の事故が発生した場合は、直ちに漏洩の拡大の防止、復元、回復、回収等の措置を講じるとともに、事故等の概要を速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(業務の調査)

第15条 甲は、この契約のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所、乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(かし担保及び免責)

第16条 乙は、この契約に基づく業務履行後6ヶ月間は、その業務のかしについて責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

(契約の解除等)

第17条 甲及び乙は、相手方がこの契約の条項を履行しないとき、又はこの契約の条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除するときは、契約を解除しようとする日の30日前までに書面で相手方に通知しなければならない。

3 甲は、特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会から契約を破棄すべき旨の提案があったときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めとができる。

を負わない。

(違約金)

第18条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金の金額は、契約金額の100分の10に相当する金額とする。

(契約の費用)

第19条 この契約締結に関する費用は、乙の負担とする。

(暴力団排除条項)

第20条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(協議)

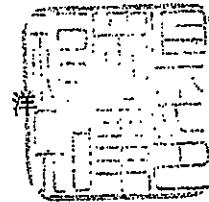
第21条 この契約に定める条項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない条項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事 小川



乙

福岡市中央区大名松原町12番19号
株式会社
代表取締役社長



滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託仕様書

1 委託業務の内容

(1) 税務システムデータ抽出加工業務

- ① 県の依頼に基づき、滞納整理に伴うデータ抽出・加工作業を実施する。
作業の実施にあたって、県は作業内容、必要とする成果物、完了期限等を記載した書面を受託者に対し発行する。受託者は、作業に関する資料等（作業実績報告書等）を作成し報告する。
- ② データ抽出・加工に使用するアクセスファイルの管理を行う。管理方法は県および受託者との協議のうえ決定する。
- ③ 作業に必要なドキュメント（手順書）について、県および受託者相互の協力のうえ、適切に整備・管理を行う。
- ④ 県の問合せ等の相談に対応し、また、データ抽出・加工における業務の効率化や改善等に関する提案を行うこと。
- ⑤ データ不正等の障害が判明した場合、原因の分析を行い、県に報告すること。

2 業務の執行体制

(1) 業務体制

- ① 別紙の年間作業予定表に基づき、データ抽出・加工業務を行うために必要な人員配置を予め計画し、対応を行うこと。
なお、作業者は、福岡県税務システムの開発又は運用に関するS E経験があり、かつ、福岡県税務システムの構造、データベース構成を理解している者とする。
- ② 勤務時間は福岡県職員の勤務日及び勤務時間を基本とし、勤務時間外の業務が必要な場合、税務課指導係長または電算係長の指示の範囲とする。
- ③ 業務の実施にあたっては、次に示すものを含め、適用を受ける法令、規程、基準等について、これを遵守して行うこと。
 - ア) 福岡県情報処理規程
 - イ) 福岡県セキュリティ基本方針
 - ウ) 福岡県セキュリティ対策基準
 - エ) 福岡県行政情報通信ネットワーク管理運用要領
 - オ) 福岡県行政情報通信ネットワーク利用基準
 - カ) 福岡県電子計算機管理運用基準
 - キ) その他

3 作業環境

(1) 作業用パソコン

- ① データ抽出・加工業務を行うために必要な作業用パソコン（1台）等の機器を受託者で準備すること。業務に必要なソフトウェアについても準備すること。
- ② 県の行政ネットワークの接続は可。ただし、それ以外へのネットワーク接続（インターネット等）への接続は不可とする。
- ③ 委託する業務について、この作業用パソコン以外では行わないこと。
- ④ 作成した成果物（データ等）の外部媒体等への保管およびバックアップ等については、県が対応するため、受託者の判断で行わないこと。

(2) 作業場所

- ① 作業場所は福岡県庁税務課執務室内とする。作業用パソコンの設置場所は県の指示に従うものとする。

4 管理等

(1) データ等管理

- ① 業務上、使用するデータベース、テーブルファイル等については、適切に管理し、業務の実施にあたって、データの漏えい、紛失、事故等を予防し、業務の信頼性及び安全性を確保すること。
- ② データベースの直接操作によるデータの書換えや削除等は実行しないこと。
不正データの修正等が必要となる場合であっても、別途県の依頼に基づいたうえで行うこと。

(2) セキュリティ管理

- ① 作業者については、事前に県に報告を行うこととし、その者のみが作業を行うこと。
- ② 作業用パソコンについてウィルス対策用ソフトを導入し、ウィルス感染の防止に努めること。
- ③ セキュリティ管理方法について、検討および改善提案を行うこと。

5 打合せ等

(1) 打合せの実施・進捗の報告

- ① 作業依頼の前や、スケジュール調整が必要な場合、疑惑が発生した場合等、必要に応じて打合せを行うこととする。
- ② 進捗等作業状況について適宜県に報告を行うこと。
- ③ 打合せ場所は基本的に税務課執務室内とするが、県の指示に従うこと。

6 受託者の責務

本業務の遂行に当たり、納税者の不利益や、県民の不振を招くことのないように対応し、受託業務を円滑に実施するよう万全を期するものとする。

(1) 信用失墜行為の禁止

県の信用を失墜する行為をしないこと。

(2) 関係書類等の取り扱い

業務に対する仕様書や、マニュアル、県が貸与する資料等は、県の許可を受けずに複写したり業務履行場所以外に持ち出したりしてはならない。

(3) 備品に対する注意義務

県が受託者の使用に供する備品については、善良な管理者の注意のもとに使用するものとする。また、受託者の故意または過失により備品に損害を与えた場合は賠償の責を負うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めができるものとする。

(取扱記録の作成)

第14 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

(運搬)

第15 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。



県税収納管理業務委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と株式会社ケー・デー・シー福岡支店（以下「乙」という。）とは、県税収納管理業務の委託について、次のとおり契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 収入消込等業務
- (2) 収入更正業務
- (3) 月次業務
- (4) 年次業務
- (5) 資金移動業務
- (6) 口座振替登録業務
- (7) 仮消込処理業務
- (8) 郵送準備業務
- (9) 口座振替還付入力業務
- (10) 一括納付データ削除入力業務
- (11) 統計資料作成業務

※ 税務システムの変更等に対応した業務

※ その他上記に掲げる全業務に付随する業務

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、平成25年8月1日から平成28年7月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金47,136,600円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額2,244,600円）とする。ただし、各会計年度における委託料の年額は、次のとおりとする。

平成25年度（平成25年8月1日から平成26年3月31日まで）	金9,461,110円
平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	金15,712,200円
平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）	金15,712,200円
平成28年度（平成28年4月1日から平成28年7月31日まで）	金6,251,090円

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条第4号の規定により免除する。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(法令上の責任)

第7条 乙は、委託業務の遂行にあたって、従事する自己の使用者について労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令上のすべての責任を負うものとする。

(主任者の設置等)

第8条 乙は、委託業務の実施に当たり、業務が円滑に遂行できるよう、業務に適したものを適正に従事させなければならない。

2 乙は、業務の指揮監督を行うため、主任者又は、その代理者を常駐させなければならぬ。

3 前項の主任者は、従事者を指揮監督し、甲との連絡調整を行うものとする。

4 乙は甲に対して、「様式1 業務従事者(異動)届出書」により、主任者及びその他の従事者の住所、氏名等を届け出るものとする。また主任者及びその他の従事者に異動があったときも同様とする。

(業務に要する消耗品等の負担)

第9条 乙が業務遂行のために使用する備品消耗品は、原則として乙の負担とする。但し、甲が必要と認め、仕様書に基づき乙に使用させるものについてはこの限りではない。

2 乙が使用する電話料及び光熱水費は、委託業務の処理上、甲が必要と認める場合に限り甲の負担とする。

(データ等の目的外使用の禁止)

第10条 乙は、甲の指示する場合を除き、データ等を複写、複製、第三者への提供、貸出し、その他指示目的以外の使用をしてはならない。

(秘密の保持)

第11条 乙及び乙の使用者は、委託業務の処理上知り得た一切の事項を他に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。

2 乙及び乙の使用者は、委託業務を行なうため個人情報を取り扱う場合は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 本条の規定は、本契約終了又は解除後も同様とする。

(事故等の報告)

第12条 乙は、委託業務の実施にあたり情報の漏えい、滅失、棄損その他の事故等が発生した場合は、直ちに漏えい等の拡大の防止、復元、回復、回収等の措置を講じるとともに、事故等の概要を速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(緊急時の措置)

第13条 甲又は乙は、交通機関のストライキ、天災等により、又は、本業務に関する設備

又は運用体制に障害等が発生した場合、若しくはその発生が予想され、委託業務の遂行に影響を及ぼすおそれがある場合等には、相手方に対して速やかに状況を連絡し、その措置につき協議するものとする。

(調査)

第14条 甲は、委託業務の処理について、隨時に調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(契約履行の確認)

第15条 乙は、業務を完了したときは、「様式3月間業務処理表」を翌月の15日までに提出し、甲による契約履行状況の確認を受けるものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、委託業務の実施状況について、乙に対して隨時報告を求めることができる。

(委託料の請求及び支払い)

第16条 委託料は、月払いとする。各会計年度における月払いの額（以下「月額」という。）は、第3条に規定する当該会計年度の委託料の年額に当該月の仕様書に定める基準従事者数（以下、「基準従事者数」という。）を乗じて得た額を当該年度の各月の基準従事者数を合計した人数で除した額とし、1円未満の端数については、すべて各会計年度の最初の月（ただし、契約期間に会計年度の最初の月が含まれない年度にあっては契約期間の初日を含む月）の月額に加算するものとする。

2 乙は、甲から前条第1項の確認を受けた後に、甲に委託料の当該月の支払いを請求することができるものとする。

3 甲は、前項の支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に月額を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 乙が委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) この契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (5) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。

2 契約の解除後2ヶ月間は、残務整理期間とし甲の指示を受けるものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、既に支払った委託料の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第18条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(違約金)

- 第 19 条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

- 第 20 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施において甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

- 第 21 条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(暴力団排除条項)

- 第 22 条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、第 3 条に規定する委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

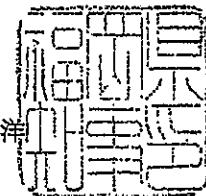
第24条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月12日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事

小川 洋



乙 福岡市中央区天神3丁目11番20号
天神エフビル
株式会社 ケー・デー・シー福岡
支店長 宇賀神 満

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることができないようしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(利用及び提供の制限)

- 第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めるができるものとする。

(取扱記録の作成)

第14 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

(運搬)

第15 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

県税収納管理業務委託仕様書

1 委託業務の内容（業務内容の説明については資料2参照）

(1) 収入消込等業務

- ①収入額・資金移動確認業務
- ②領収済通知書仕訳業務
- ③収納報告書、仮仕訳書作成業務
- ④収納管理マスタ検索業務
- ⑤手書分情報入力業務
- ⑥消込先不明入力業務
- ⑦消込エラー修正業務
- ⑧個人県民税收入状況確認業務
- ⑨各出力リストチェック・整理業務
- ⑩領収済通知書・日計表等整理業務

(2) 収入更正業務

- ⑪収入更正業務

(3) 月次業務

- ⑫対照表作成、月決算資料作成及び収納月報修正業務

(4) 年次業務

- ⑬年度決算業務

(5) 資金移動業務

- ⑭資金移動確認業務

(6) 口座振替登録業務

- ⑮口座振替登録・変更業務

(7) 仮消込処理業務

- ⑯仮消込処理業務

(8) 郵送準備業務

- ⑰法人納付書、督促状等の封入封緘、引抜等業務

(9) 口座振替還付入力業務

- ⑱自動車税県外還付分口座振替入力業務

(10) 一括納付データ削除業務

- ⑲自動車税一括納付分データ削除入力業務

(11) 統計資料作成業務

- ⑳収納管理統計業務

※ 新税務システムの変更等に対応した業務

※ その他に上記に掲げる全業務に付随する業務

2 業務履行場所

福岡県総務部税務課収納管理係内（福岡市博多区東公園7番7号）

3 業務日及び業務時間

(1) 業務日

月曜日から金曜日までの毎日（ただし、国民の祝日及び年末年始を除く）。

(2) 業務時間

午前8時45分から午後5時30分まで。

ただし、当日内に終了すべき業務が前記業務時間内に終了しない場合は業務終了まで。

4 業務の処理方法

「新税務システム収納管理業務マニュアル」等により適正に処理を行うものとする。

なお、業務遂行に必要な機器（パソコン）については、資料6により、受託者で準備すること。

5 委託業務の執行体制

(1) 日次業務等については、当日の業務時間内に処理を行うものとし、又、期日のある業務については、期日の業務時間内に適正処理できるよう、各月毎に以下の人員（基準従事者数）を基準として配置し、業務を遂行するものとする。

ただし、各月毎の配置人員の変更については、「様式2月間業務処理計画表」により事前に協議することができるものとする。

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
7人	7人	7人	7人	7人	7人	7人	7人	10人	10人	10人	7人	93人

なお、業務時間内の処理により難い事由が生じた場合は、事前に県と協議し承認を受けること。

(2) 契約期間中一業務日の最小従事人員である7名は、契約期間中継続して委託業務に従事すること。また、前記の7名以外の従事者についても、従事期間中継続して従事できるように努めること。

(3) 「様式2月間業務処理計画表」は、当該月開始以前1週間前までに提出し、県の承認を受けること。

「様式1業務従事者（異動）届出書」は、本契約締結時に従事者全員について提出し、以後従事者に異動が生ずる場合には、事前に提出すること。

ただし、県は提出された「業務従事者（異動）届出書」を他の目的には使用しないものとする。

(4) 受託業務を円滑に遂行するため、受託者の正規職員の中から「主任者」1名を選任すること。又、契約期間中継続して委託業務に従事する者の中から主任者の職務を代理する「主任代理者」を1名選任すること。

①主任者の職務

- ・県との連絡調整、各種報告書の提出
- ・業務従事者に対する指揮・監督
- ・業務従事者に対する教育・研修
- ・その他県との打ち合わせへの参加

6 業務従事者の研修

本契約における業務従事者に対する業務処理及び秘密の保持等についての研修は、受

託者において行うものとする。

なお、実施に当たっては県と協議のうえ行うものとする。

7 業務報告

(1) 「様式4日次業務処理報告書」の提出

業務主任者は日次業務終了後、毎日各リスト類等を確認のうえ、翌日までに「日次業務処理報告書」を提出するものとする。

(2) 「様式5月次業務処理報告書」の提出

受託者は月報作成後速やかに「月次業務処理報告書」を作成し、県に提出するものとする。

(3) 各月ごとの処理件数報告書

受託者は翌月初めに前月分の処理件数等を確認し、県が指定する様式により報告を行うものとする。

(4) 「様式6業務研修報告書」の提出

受託者は、業務処理、秘密の保持及び個人情報の取扱等について実施した研修について「業務研修報告書」を作成し、県に提出するものとする。

8 受託者の責務

本業務の遂行に当たり、正確で迅速な事務処理に努め、納税者の不利益や、県民の不信を招くことがないように充分に業務の内容を理解し、受託業務を円滑に処理するよう万全を期するものとする。

(1) 信用失墜行為の禁止

県の信用を失墜する行為をしないこと。

(2) 業務の適正処理

① 業務遂行にあたっては、常に知識の習得を図り、処理の内容等を確認し、正確な業務処理を行なうものとする。

② 業務従事者は、会社名、個人名の判別される身分証明書等を着用することとし、形式等については事前に県と協議すること。なお、これにかかる費用は受託者の負担とする。

③ 業務処理に伴い誤った処理がなされたことが判明した場合は、早急に是正措置をとらねばならない。又、再度誤った処理が行われることがないよう業務処理の見直しを行うものとする。

(3) 関係書類の取り扱い

業務に関する仕様書、業務マニュアル、県が貸与する資料等は、受託者の責任で通し番号等を付して管理し、県の許可を受けずに複写したり業務履行場所以外に持ち出したりしてはならない。又、契約期間終了の際には県に確實に返還すること。

なお、業務マニュアル等県が貸与する資料等の使用に際し、的確かつ円滑に業務が遂行できるよう必要に応じて改善及び追加資料等の提案を行うこと。又、資料等の作成については、県と協議のうえ行うこと。

(4) 業務上知り得た事項の秘密の保持

受託者及び業務従事者等（本委託業務に直接、間接を問わず関わる全ての者を意味する。）は、業務上知り得た事項を関係業界や団体も含む第三者に漏えい、開示等をしてはならない。また、本委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらのこととは、

本契約終了後においても同様とする。

業務上知り得た事項には、関係書類の他、媒体を問わず、県が提供した情報に基づいて受託者が作成した資料等も含む。

なお、受託者は業務従事者等の雇用に際し、雇用通知書等に当該内容を盛り込むとともに十分な説明を行うこと。また、雇用後は、定期的に研修を実施するなど受託業務に係る秘密保持の重要性を継続的に認識させ、業務上知り得た事項の漏えい等の防止に万全を期すること。

(5) 備品に対する注意義務

県が受託者の使用に供する備品（机、椅子、ロッカー等）については、善良な管理者の注意のもとに使用するものとする。また、受託者の故意又は過失により備品に損害を与えた場合は賠償の責めを負うものとする。

(6) 業務の引継

受託者の変更があった場合には、次期受託者に責任をもって業務の引継を行うこと。

9 その他

本仕様書に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

10 様式、資料等

別添様式

様式1：「業務従事者（異動）届出書」

様式2：「月間業務処理計画表」

様式3：「月間業務処理表」

様式4：「日次業務処理報告書」

様式5：「月次業務処理報告書」

様式6：「業務研修報告書」

別添資料

資料1：業務処理フロー

資料2：業務処理内容説明

資料3：主な月間及び年間スケジュール（平成25年度）

資料4：収納管理業務概要

資料5：県と委託業者の業務分担表

資料6：パソコンの仕様

様式1

業務従事者(異動)届出書

平成 年度

回 覧	収納管理係担当者	収納管理係長	課長補佐	副課長	課長
開始 終了	(主任者及び主任代理者) 氏名	住 所	連絡先 (主任者及び 主任代理者のみ)	業務従事開始予定 日又は終了予定日	平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日

※氏名欄に主任者又は主任代理者の職名を記入する。

福岡県総務部税務課長 殿

上記のとおり、業務従事者(異動)の届出を行ないます。

平成 年 月 日

会社名

印

月間業務処理計画表

平成 年度 平成 年 月分	回覧	収納管理係担当者	収納管理係長	課長補佐	副課長	課長
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

福岡県総務部税務課長 殿

上記のとおり平成 年 月分の月間業務処理計画表を提出します。

平成 年 月 日

会社名

印

式2

様式3

月間業務処理表

課長	平成 年度 年 月分	回覧	収納管理係担当者	収納管理係長	課長補佐	副課長	課長
			収納管理業務処理項目			配置人員	県への報告事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

福岡県総務部税務課長 殿

平成 年 月分上記月間業務処理の外、収納管理業務委託契約書及び
収納管理業務委託仕様書に規定する秘密の保持及び個人情報等の取扱等に
ついて、適切に処理していることを報告します。

平成 年 月 日

会社名

印

す。

日次業務処理報告書

平成 年度
仕訳日 平成 年 月 日

確認印	収納管理係担当者												収納管理係長	
	業務処理	担当者印												
處理内容	収納報告書	仮仕訳書	資金移動確認	手書分	消込エラー修正	収入更正	バンチ分手入力	所管更正登録(資金移動未了分)	仮消込一覧表	リスト	みんなす収入日チエック	自動車税一括納付	封緘・封入封緘等	情報の透切な取扱いに
県税名												自転車税一括送付	領収書・口座振込申請書送付	情報の確認
博多												封緘付封入	形態別明細照会確	情報の透切な取扱いに
東福岡												口座振替登録・変更	力	業務処理
西福岡												定期・返済金告知	請求書送付	担当者印
筑紫												支拂・封入封緘等	領収書・口座振込申請書送付	情報の確認
北九州東												定期・返済金告知	形態別明細照会確	情報の透切な取扱いに
北九州西												定期・返済金告知	請求書送付	業務処理
飯塚・直方												定期・返済金告知	領収書・口座振込申請書送付	情報の確認
久留米												定期・返済金告知	形態別明細照会確	情報の透切な取扱いに
統括業務												定期・返済金告知	請求書送付	業務処理

※当日処理を行なった業務について、チェックを行なうこと。

福岡県総務部税務課長 殿

平成 年 月 日

上記のとおり日次業務処理及びリスト確認等の業務処理について終了しましたので報告します。

会社名

業務主任者名

印

様式4

様式5

月次業務処理報告書

収納管理係長

平成 年度
平成 年 月分

業務処理

担当者印

確認項目	月計対照表と収納報告書の決算	収納管理係担当者		収納管理係長
		仕訳日別明細の突合確認	消込不能リスト と領収済通知 書との照合	
県税名	不突合理由	仕訳日	不突合理由	月報と個人県 民税収入状況 確認報告書 との照合
博多		月 日		
東福岡		月 日		
西福岡		月 日		
筑紫		月 日		
北九州東		月 日		
北九州西		月 日		
飯塚・直方		月 日		
久留米		月 日		

※不突合の県税については、収入金月計対照表等を添付すること。

福岡県総務部税務課長 殿

上記のとおり 年 月分、月次業務処理について終了しましたので報告します。

平成 年 月 日

会社名

業務主任者名

印

ます。

業務研修報告書

平成 年度

回覧	収納管理係担当者	収納管理係長	課長補佐

※「研修内容」欄は、法令、条例等に関する研修の場合、その法令名及び主な事項名等を記載する。
(記載例)

- 1 福岡県個人情報保護条例
(1)公文書(2)事業者(3)委託に伴う措置等(4)事業者の責務
 - 2 収納管理業務委託契約
(1)委託業務内容(2)主任者の設置等(3)データ等の目的外使用の禁止(4)秘密の保持
(5)事故等の報告(6)緊急時の措置

福岡県総務部税務課長 鋼

上記のとおり業務研修を実施しましたので報告します。

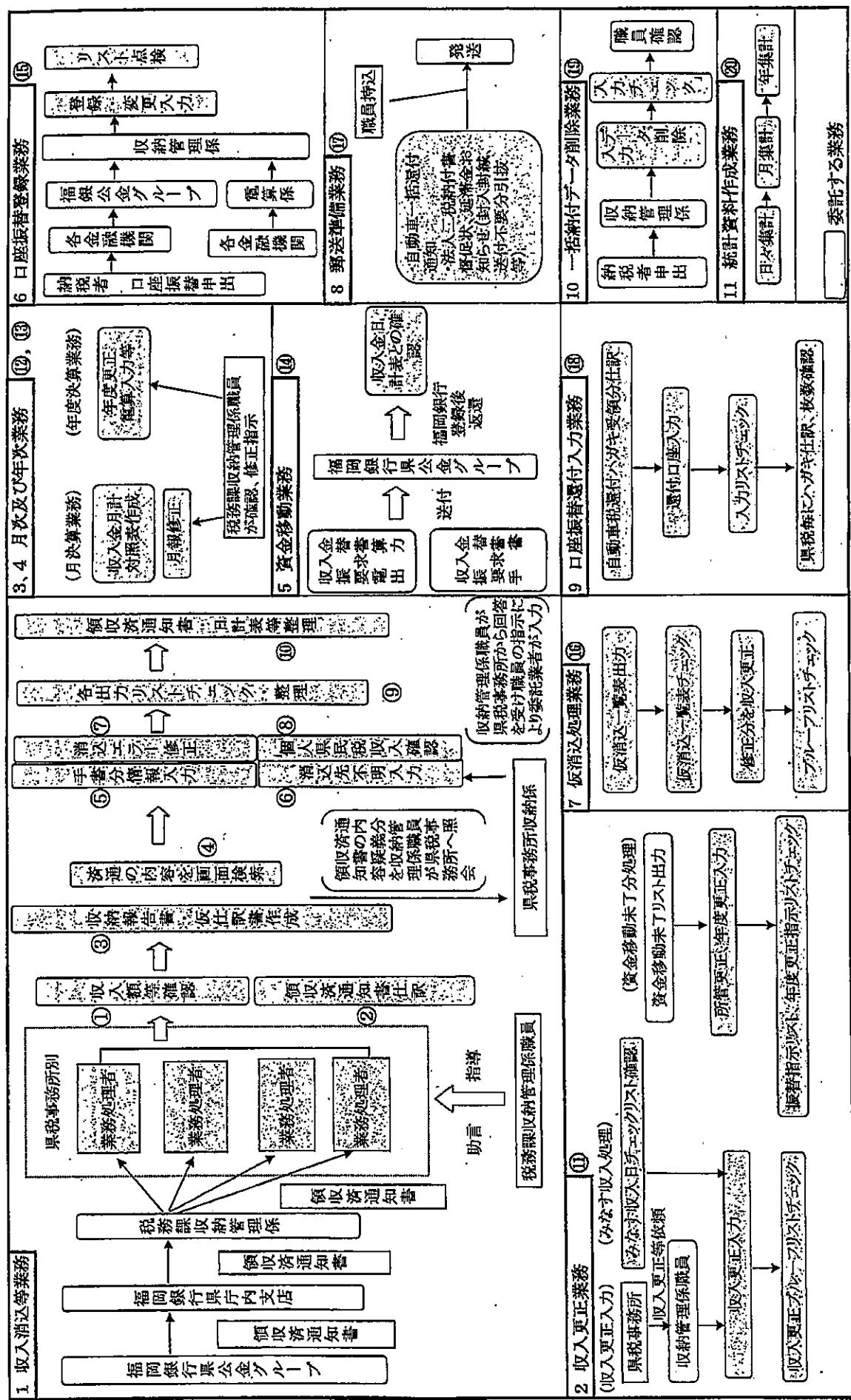
平成 年 月 日

会社名

印

業務処理フロー

仕様書 資料1



業務処理内容説明

仕様書 資料2

	NO	業務名称	業 務 説 明
1 収入消込等業務	①	収入額確認	福岡銀行からの収入通知額(日計表)と領収済通知書を税目別に仕訳表を作成し、精査する。
	②	領収済通知書仕訳	電算分・手書き分領収済通知書を税目別に仕訳表を作成し、整理する。
	③	取納報告書・仮仕訳書入力	福岡銀行から送られてきた日計表および②の仕訳表をもとに端末入力。
	④	取納マスター(端末画面)検索	情報登録、消込エラー修正等に際し、取納マスターの消込先(調定)を確認し、調定コード・CD等を朱書き入。
	⑤	手書き分収入情報入力	領収済通知書のうち、手書き分として仕訳された領収済通知書分(パンチ分手入力を含む。)を端末入力。
	⑥	消込先不明入力	領収済通知書で金額以外に記入漏れ等がある場合、内容がわかつている事項のみを消込先不明として一時登録する。
	⑦	消込エラー修正	電算分のパンチエラーおよび消込不能リストをもとにエラーとなっているものを端末より修正する。必要に応じ取納マスター検索又は県税事務所に照会。
	⑧	個人県民税の収入状況確認	領収済通知書をもとに個人県民税の市町村別販入状況確認報告書を作成し、各県税事務所に照会の上収入情報を確認。
	⑨	各出力リスト点検・整理	端末入力後、出力される各種フルーフリスト類の内容点検および各リストの整理。
	⑩	領収済通知書・日計表等整理	出力リストによる点検終了後、領収済通知書を整理する。銀行からの日計表等をファイルに掲録する。
2 収入 更正	⑪	収入更正(還付・充当取消)	入力間違の更正入力及び県税事務所からの依頼は職員の指示に基づき、端末入力。収入更正ブルーフリストの確認。
	⑫	自動車税みなし収入処理	自動車税OCR読み取り分について実際の収入日と相違する場合があるので、リスト確認後に収入日を修正入力する。
	⑬	資金移動未了分処理	資金移動(所管更正、年度更正)が終了していないもの(資金移動未了リストに出力)の更正入力をする。
3, 4 月次及 び年次 業務	⑭	対照表、月決算資料作成	対照表を作成し、銀行の収入金との契合、および月決算資料の作成により税目別取納マスター消込額(電算税目)との契合。
	⑮	月報修正	月報の修正が必要な場合(転記:自動車税・自動車取扱税・税外収入、誤入力等)の修正業務。
5 資金 移動	⑯	年度更正等年度決算業務	年度決算に際し、福岡銀行の仕訳誤り、個人県民税の市町村の年度誤り等をチェックし、年度間の収入更正を行う。
	⑰	収入金日計表との確認	収入金帳替要求書が、福岡銀行公金グループから返送された後、収入金日計表、振替指示リストとの照合確認を行う。
6 口座 登録	⑱	個人事業税口座振替登録・変更	納税者から提出された口座振替登録および変更申出書により、端末入力および出力リスト点検を行う。
	⑲	仮消込処理業務	仮消込一覧表をチェックし、調定があるのに未処理である場合、一覧表を朱書き正し、収入更正入力。
7 仮消 込	⑳	督促状等の封入封緘、引抜、個人口振替収支引抜	法人二税納付書、督促状等・封入封緘、発送不要分を引き抜き。口振替収支(ハガキ)・発送不要分を引き抜き。
	㉑	県外還付金口座振替還付入力	自動車税の県外還付金はがきをパンチ処理分と入力分に仕訳し、入力。パンチ処理分のリストをチェックし訂正、入力。
10 一括 納付	㉒	一括納付データ削除業務	自動車税一括納付分登録データのうち、要削除分の入力作業
	㉓	一括納付データ削除業務	自動車税一括納付分登録データのうち、要削除分の入力作業

取納業務の主な月間及び年間スケジュール (平成25年度)

仕様書 資料3

自	
人 力	⑪ 一括納付テ一々削除業務
10-1 括 納付	

自動チャージ一括納付分登録データのうち、要削除分の入力作業

受納業務の主な月間及び年間スケジュール（平成25年度）

6月	
6/1	土
6/2	日
6/3	月 法人延滞金お知らせ発送
6/4	火
6/5	水
6/6	木
6/7	金 還付充当更新処理
6/8	土 軽油・固火昇民税滞納課題処理
6/9	日
6/10	月 24年度5月分仮月報
6/11	火
6/12	水
6/13	木 24年度5月分本月報、25年度5月分仮月報
6/14	金 支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理
6/15	土
6/16	日
6/17	月
6/18	火 25年度5月分本月報
6/19	水
6/20	木
6/21	金 還付充当更新処理
6/22	土
6/23	日
6/24	月
6/25	火
6/26	水
6/27	木
6/28	金 支出決定日、賃料控易付一括還付充当通知書発送、過誤納処理
6/29	土
6/30	日

3 料資畫樣仕

7月		8月		9月	
7/1	月	8/1	木	9/1	日
7/2	火	法人延滞金お知らせ発送		9/2	月 法人延滞金お知らせ発送
7/3	水	8/2	金	9/3	火
7/4	木	8/3	土	9/4	水
7/5	金	8/4	日	9/5	木
7/6	土	8/5	月	9/6	金 個人事業税口座振替消込処理、還付充当更新処理
7/7	日	8/6	火	9/7	土
7/8	月	8/7	水	9/8	日
7/9	火	8/8	木	9/9	月
7/10	水	8/9	金	9/10	火
7/11	木	8/10	日	9/11	水 8月分仮月報
7/12	金	8/11	月	9/12	木 過誤納処理
7/13	土	8/12	火	9/13	金 支出決定日、一括還付充当通知書発送
7/14	日	8/13	水	9/14	火
7/15	月	8/14	木	9/15	水
7/16	火	8/15	金	9/16	木 支出決定日、一括還付充当通知書発送
7/17	水	8/16	土	9/17	火 8月分本月報
7/18	木	8/17	日	9/18	水
7/19	金	8/18	月	9/19	木 還付充当更新処理
7/20	土	8/19	火	9/20	金 8月分本月報
7/21	日	8/20	水	9/21	火 8月分本月報
7/22	月	8/21	木	9/22	水
7/23	火	8/22	金	9/23	木
7/24	水	8/23	土	9/24	火
7/25	木	8/24	日	9/25	水
7/26	金	8/25	月	9/26	木
7/27	土	8/26	火	9/27	金 督促状発付
7/28	日	8/27	水	9/28	火
7/29	月	8/28	木	9/29	水 督促状発付
7/30	火	8/29	金	9/30	木 支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理
7/31	水	8/30	土		

10月	
10/1	火 法人延滞金お知らせ発送
10/2	水
10/3	木
10/4	金 個人事業税口座振替消込処理
10/5	土
10/6	日
10/7	月 還付充当更新処理
10/8	火
10/9	水
10/10	木 9月分仮月報
10/11	金
10/12	土
10/13	日
10/14	月
10/15	火 支出決定日、一括還付充当通知書発送
10/16	水 9月分本月報
10/17	木 過誤納処理
10/18	金
10/19	土
10/20	日
10/21	月 個人事業税振替口座入力締切
10/22	火
10/23	水
10/24	木 還付充当更新処理
10/25	金
10/26	土
10/27	日
10/28	月
10/29	火
10/30	水 督促状発付
10/31	木 支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理

11月	
11/1	金 法人延滞金お知らせ発送
11/2	土
11/3	日
11/4	月
11/5	火
11/6	水
11/7	木 個人事業税口座振替消込処理
11/8	金 還付充当更新処理
11/9	土
11/10	日
11/11	月
11/12	火
11/13	水 10月分仮月報
11/14	木
11/15	金 支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理
11/16	土
11/17	日
11/18	月 10月分本月報
11/19	火 個人事業税振替口座入力締切
11/20	水
11/21	木
11/22	金 還付充当更新処理
11/23	土
11/24	日
11/25	月
11/26	火
11/27	水
11/28	木 督促状発付
11/29	金 支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理
11/30	土

12月	
12/1	日
12/2	月 法人延滞金お知らせ発送
12/3	火
12/4	水
12/5	木
12/6	金 個人事業税口座振替消込処理、還付充当更新処理
12/7	土
12/8	日
12/9	月
12/10	火
12/11	水 11月分仮月報
12/12	木 過誤納処理
12/13	金 支出決定日、一括還付充当通知書発送
12/14	土
12/15	日
12/16	月 11月分本月報
12/17	火 個人事業税振替口座入力締切
12/18	水
12/19	木 還付充当更新処理
12/20	金
12/21	土
12/22	日
12/23	月
12/24	火
12/25	水
12/26	木 過誤納処理
12/27	金 支出決定日、一括還付充当通知書発送、督促状発付
12/28	土
12/29	日
12/30	月
12/31	火

1月

2月

3月

1/1 水			3/1 日
1/2 木			3/2 日
1/3 金			3/3 月 法人延滞金お知らせ発送
1/4 土			3/4 火
1/5 日			3/5 水
1/6 月			3/6 木 個人事業税口座振替消込処理
1/7 火	法人延滞金お知らせ発送		3/7 金 還付充当更新処理
1/8 水			3/8 土
1/9 木			3/9 日
1/10 金	個人事業税口座振替消込処理、還付充当更新処理		3/10 月
1/11 木			3/11 火
1/12 日			3/12 水 2月分仮月報
1/13 月			3/13 木
1/14 火			3/14 金 支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理
1/15 水	12月分仮月報		3/15 土
1/16 木			3/16 日
1/17 金	12月分本月報、過誤納処理		3/17 月 2月分本月報
1/18 土			3/18 火
1/19 日			3/19 水
1/20 月	支出決定日、一括還付充当通知書発送		3/20 木
1/21 火	個人事業税振替口座入力録切		3/21 金
1/22 水			3/22 土
1/23 木			3/23 日
1/24 金	還付充当更新処理		3/24 月 還付充当更新処理
1/25 土			3/25 火
1/26 日			3/26 水
1/27 月			3/27 木
1/28 火			3/28 金 督促状発付
1/29 水			3/29 土
1/30 木	督促状発付		3/30 日
1/31 金	支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理		3/31 月 支出決定日、一括還付充当通知書発送、過誤納処理

平成25年度 収納管理業務委託概要

項目	業務内容	件数内訳	23年度実績	24年度実績
1 収入消込等業務	(1)収入額確認、領収済通知書仕訳、収納報告書、仮仕訳書作成 銀行営業日245日×8県税+ 39日(4~5月)×8県税		2,272件	2,296件
	(2)手書き分画面検索 手書き分入力データ確認	実績	63,675件	62,873件
	(3)手書き分情報入力 手書き分情報入力	実績	63,675件	62,873件
	(4)消込先不明入力、消込エラー修正 済通確認、端末入力	実績	7,754件	7,835件
	(5)個人県民税収入状況確認 個人県民税収入状況確認表入力	(12+2)月×7県税	98件	98件
	(6)出力リストチェック・整理、領収済通知書・収入日計表等整理 銀行営業日245日×8県税+ 39日(4~5月)×8県税		2,272件	2,296件
2 収入更正業務	(1)収入更正入力 収入更正内容確認、収入更正の端末入力、リストチェック	実績	15,321件	14,546件
	(2)自動車税みなし収入処理 自動車税みなし収入日チェックリストの確認	実績	1,598件	1,475件
	(3)資金移動未了分処理 資金移動未了リスト分の端末入力、入力確認	実績	106件	106件
3 月次業務	(1)月決算業務 対照表の作成、銀行の収入金との照合、月報確認等	(12+2)月×8県税	112件	112件
4 年次業務	(2)年度決算業務 年度更正入力、銀行仕訳確認、精算報告書確認等	3月×8県税×2年度	48件	48件
5 資金移動業務	(1)資金移動確認 収入金日計表と資金移動額の確認	銀行営業日245日×8県税+ 39日(4~5月)×8県税	2,272件	2,296件
6 口座振替登録業務	(1)個人事業税口座振替登録・変更入力 登録・変更入力、リストチェック	実績	789件	879件
7 仮消込処理業務	(1)仮消込処理 仮消込一覧表内容チェック、収入更正入力	実績	96,952件	99,482件
8 郵送準備業務	(1)法人二税納付書、督促状発送業務 リスト点検確認、封入封緘	実績	9,412件	8,258件
	(2)法人二税延滞金のお知らせ、納付書発送業務 リスト点検確認、封入封緘	実績	5,534件	3,129件
	(3)自動車税一括返送通知発送 宛名作成貼付、封入封緘	実績	1,106件	1,124件
9 口座振替還付入力業務	(1)自動車税県外還付分口座振替入力 県外還付分返送はがきの振替口座入力	実績	3,036件	3,842件
10 一括納付データ削除業務	(1)自動車税一括納付分データ削除入力 削除分一覧表をもとに削除データの入力、入力確認	実績	177件	130件
11 統計資料作成業務	(1)収納管理業務に係る統計 処理件数入力、集計	業務日245日×8県税+ 39日(4~5月)×8県税	2,264件	2,296件
12 主任者業務	(1)日々の主任者業務 日々業務処理報告書の作成、県との打ち合わせ等	244日(業務日)	244件	245件

収納管理業務委託に係る県と委託業者の業務分担

	収納管理係職員	委託会社職員
日次業務	<ul style="list-style-type: none"> ・福銀メール便の受領・持込（福銀県庁内支店） ・収納報告書の決裁 ・資金移動未了リストの出力・委託会社職員への手渡し ・銀行への資金移動の依頼 ・消込不能リストの出力、委託会社職員への手渡し ・自動車税みなす収入日チェックリストの出力、委託会社職員への手渡し ・県税事務所に対する照会・連絡 ・金融機関に対する照会・連絡 ・税務課他係に対する照会・連絡 ・委託会社職員に対する助言・指導 ・電話・来客応対 ・委託会社主任者との業務打ち合わせ ・日次業務処理報告書の内容確認 ・領収済通知書等の県税事務所への引渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・各県税事務所ごとの領収済通知書の受取り ・収入額確認、領収済通知書仕訳 ・収納報告書・仮仕訳書作成 ・手書分・エラー分済通検索 ・検索不明分について職員へ引継（領収済通知書のコピー） ・手書分情報入力 ・消込エラー修正入力 ・消込先不明入力 ・個人県民税収入状況確認報告書の作成及び収入情報入力 ・収入更正入力 ・所管更正入力 ・自動車税みなす収入日チェックリストの内容チェック ・各入力リストのチェック・整理 ・領収済通知書・日計表等の整理 ・仕訳日別明細照会画面、済通形態別明細照会画面による入力確認 ・電話・来客の職員への取次ぎ ・領収済通知書等の県税事務所への送付準備（箱詰め作業等）
月次業務	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行と月報の決算額確認 ・銀行と月報が不突合の場合の原因確認 ・月計対照表の作成、銀行との照合 	<ul style="list-style-type: none"> ・収納月報の確認、修正入力 ・銀行と月報が不突合の場合の原因確認
年次業務	<ul style="list-style-type: none"> ・年度決算に関する委託業者職員への業務指示 ・年度決算確認業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次決算の収納月報確認、修正入力
資金移動	<ul style="list-style-type: none"> ・収入金振替要求書作成、確認 ・収入金振替要求書の福銀への送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金移動額の日計表等との確認
口座登録	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税口座振替申出書の県税への引渡 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税口座振替申出書の受取 ・個人事業税口座振替登録・変更入力 ・金融機関の統廃合等に伴う登録口座情報変更入力 ・入力リストチェック ・口座振替申出書の県税への送付準備
仮消込処理	<ul style="list-style-type: none"> ・仮消込一覧表の疑義分について県税事務所へ照会、連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮消込一覧表による画面検索 ・収入更正入力 ・リストチェック ・仮消込一覧表の疑義分について職員へ連絡

	収納管理係職員	委託会社職員
督促状等発送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・法人二税督促状・延滞金についての引抜分について県税から連絡を受け、委託業者職員へ指示 ・法人二税督促状・延滞金についての発送起案、発送 ・督促状発付一覧表訂正分の県税事務所へのFAX ・自動車税一括還付充当通知書の出力、発送起案、発送 ・自動車税督促状（20件以上一括発送分）端末出力・発送起案、発送 ・未受領の還付金についての発付一覧の成、通知書の出力 ・還付充当通知書、自動車税・諸税督促状、自動車税督促状、自動車税非課税等納税証明発送のための後納郵便物差出票、配達記録郵便物受領書の作成、FCSへの送付 ・個人事業税領収書発送 ・自動車税クレジット納付分の領収証書及び納税証明書の発送 ・自動車税県外還付金口座振替依頼はがき発送 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人二税督促状、納付書、発付一覧の出力 ・法人二税の納付書・督促状・延滞金についての封入封緘、引抜等確認及びシステムへの発付取消入力、発送枚数確認 ・自動車税一括還付充当通知書の出力、押印 ・自動車税一括還付充当通知書の封入封緘、封書の枚数確認 ・自動車税督促状（20件以上一括発送分）封入封緘・封書の枚数確認 ・未受領の還付金についての封入封緘、引抜等確認、発送枚数確認
県外還付口座入力	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税県外還付金口座振替依頼はがき郵便の受領 ・内容疑義分確認のための本人等への連絡 ・はがき受取枚数と県税への引渡枚数確認 ・処理済はがきの県税への送付、県税受領の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税県外還付金口座振替依頼はがき分還付口座入力 ・入力内容のチェック ・内容疑義分の収納管理係職員への引継 ・処理済はがきの県税ごとの仕訳、件数集計
一括納付データ削除入力	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税一括納付データの削除分一覧表を県税事務所より受領 ・削除分確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税一括納付データのうち削除分入力 ・入力リスト確認
統計資料作成		<ul style="list-style-type: none"> ・処理件数の集計表への入力
主任者業務		<ul style="list-style-type: none"> ・収納報告書・仮仕訳書の内容確認 ・県との連絡調整 ・業務従事者に対する指揮・監督 ・業務従事者に対する教育・研修 ・その他県との打ち合わせへの参加 ・業務処理報告書の確認・提出

収納管理業務委託に使用するパソコンについて

(仕様)

項目	仕様等
筐体	デスクトップ型であること(省スペース型・スリムタワー型)
規格	PC/AT互換機であること
CPU	Celeron E1200 (1.6 GHz)と同等以上の性能であること
メモリ	2GB以上であること メモリの追加により最大4GB以上に対応できること
ハードディスク	160GB以上内蔵されていること
光学ドライブ	固定式DVD-ROMドライブを内蔵していること (データ書き込みは不可とする)
LANインターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10Base-Tに対応するRJ-45コネクタを装備していること
入力装置	USBポート3個以上を内蔵すること
ディスプレイ	19インチ以下のスクエア又はワイド型TFTカラー液晶であること
キーボード	日本語109キーであること ケーブル接続型であること
マウス	読み取り精度が光学式と同等以上の性能であること USB接続型であること
OS	日本語版Microsoft Windows 7 Professional(32bit)であること (プリインストール版でも可)
Office	Office 2010 Personalであること (プリインストール版でも可)
LANケーブル	ツイストペアケーブル カテゴリ5 3mであること

(設置場所)

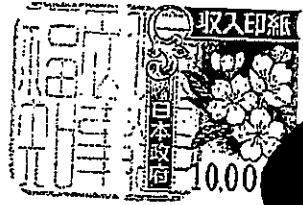
福岡県総務部税務課 福岡市博多区東公園7-7

(設置台数)

8台以上

県税事務所単位で処理を行うため、従事者の人数に関わらず8県税分は必ず設置すること。
増員する場合は、従事者の人数に合わせてパソコンも増設すること。

委託契約書



福岡県（以下「甲」という。）と株式会社BCC（以下「乙」という。）とは、不動産取得税データパンチ業務の委託に関して、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、乙に対し、不動産取得税データパンチ業務（以下「委託業務」という。）の処理を委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 甲は、乙に対し、パンチ業務を委託しようとするときは、当該業務に係るパンチ依頼票を乙に提示し、入力資料と光磁気ディスクを支給する。

- 2 乙は、前項により提示された業務を受託したときは、当該パンチ依頼票に受託したことの証印を押印する。
- 3 パンチ依頼票における甲及び乙の記名並びに押印は、甲及び乙の業務担当責任者の記名並びに押印をもって、これに代えることができる。
- 4 その他、処理の方法については、業務仕様明細書に定める。

（委託の期間）

第3条 パンチ業務の委託期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、業務仕様明細書に示す日程以外の業務委託については、甲乙別途協議する。

（成果品の納入）

○ 第4条 乙は甲の指示に従ってパンチ業務を行い、甲の定める指定期限までに、完成した光磁気ディスク（以下「成果品」という。）を納入しなければならない。

- 2 乙は、前項の成果品を納入するときは、あらかじめ甲の指示する方法により検査しなければならない。
- 3 乙は、パンチ業務のため甲が作成した資料を使用後直ちに甲に返還するものとする。

（委託の単価）

第5条 パンチ業務の委託料の単価は次のとおりとする。

パンチ料金 1字当たり 数字 0.3132円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 0.0232円）

カナ 0.5184円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 0.0384円）

漢字 1.2312円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 0.0912円）

2 委託料の算出方法は、別紙帳票別単価表により帳票別単価を定め、パンチ済帳票枚数を乗じて算出するものとする。

(委託料の支払方法)

第6条 乙は、所定の成果品の引渡しを完了したときは、次に定める請求対象期間毎に、契約金額の支払いを甲に請求するものとする。ただし、この請求額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

	請求対象期間
第1回	平成26年 4月1日～平成26年 6月30日
第2回	平成26年 7月1日～平成26年 9月30日
第3回	平成26年10月1日～平成26年12月31日
第4回	平成27年 1月1日～平成27年 3月31日

2 甲は、前項の規定による委託料の請求があったときは、請求の日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年規則第23号）第170号第4号に該当するため、免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(秘密の保持)

第9条 乙が甲から受託した業務について知り得た事項はこの契約書の契約期間にかかるらず、他に漏らし、又は関係書類を閲覧させてはならない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(データ等の目的外使用の禁止)

第11条 乙は甲の指示による場合を除き、データ等の複写複製、第三者への提供、貸し出し、その他指示目的以外の使用をしてはならない。

(入力資料及び成果品等の授受)

第12条 入力資料及び成果品等の授受は、原則として福岡県庁内で行うものとする。

(保管管理)

第13条 乙は、委託業務に係る情報の搬送、保管等に当たっては、情報の紛失、漏えい、破損等の事故が発生しないよう、常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(事故の発生)

第14条 乙は、その管理する委託業務に係る情報の漏えい、滅失、き損、その他事故が発生した場合は、直ちに漏えいの拡大の防止、復元、回復、回収等の措置を講ずるとともに事故等の概要を甲に報告しなければならない。

(調査)

第15条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所、乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

① 2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(瑕疵担保及び免責)

第16条 乙は、この契約による業務履行以後6か月間は、その内容の瑕疵について、責めを負うものとする。

2 前項に定める期間内に履行の瑕疵が発見されたときは、甲は乙に補正を求めることができる。

(契約の解除等)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又はその恐れがあるときは、この契約を解除し、又は変更することができる。

② (損害賠償)

第18条 この契約の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対し当該損害を賠償しなければならない。ただし、天災、その他不可抗力によるときは、この限りではない。

(契約の費用)

第19条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(暴力団排除条項)

第21条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構

成員のいずれかの者。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - 二 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、別紙「帳票別単価表」に示す帳票別の単価に、業務仕様明細書別紙1「平成26年度 不動産取得税データパンチ委託件数」に示す帳票枚数を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(協議)

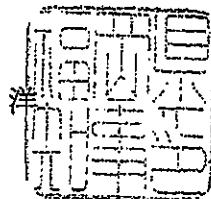
第22条 この契約に定めのない事項について、特に定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事 小川

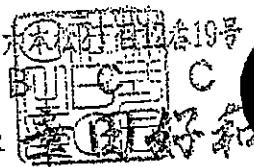


乙

福岡市中央区水木町1丁目19号

株式会社

代表取締役社長



帳票別単価表

帳票名	帳票 1 枚当たりの文字数					消費税 及び 地方消費税	単価
	カナ	0.48	数字	0.29	漢字		
原始家屋入力票 1	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 2	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 3	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 1	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 2	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 3	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 1	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 2	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
原始家屋入力票 3	10	4.80	26	7.54	48	54.72	5.3648
承継土地家屋入力票 1	10	4.80	21	6.09	60	68.40	6.3432
承継土地家屋入力票 2	10	4.80	21	6.09	60	68.40	6.3432
承継土地家屋入力票 1	10	4.80	21	6.09	60	68.40	6.3432
承継土地家屋入力票 2	10	4.80	21	6.09	60	68.40	6.3432
承継土地家屋入力票 1	10	4.80	10	2.90	22	25.08	2.6224
承継土地家屋入力票 2	10	4.80	10	2.90	22	25.08	2.6224
不動産デタ送付票			12	3.48		0.2784	3.7584

不動産取得税データパンチ業務仕様明細書

1 成果品の仕様

- | | |
|-----------|----------------|
| (1)媒体 | 光磁気ディスク(CD-RW) |
| (2)文字コード | シフトJIS |
| (3)ボリューム名 | FIK020 |
| (4)ファイル名 | KKPUNCHI.CSV |
| (5)形式 | CSV(可変長) |

2 パンチ帳票

別添帳票見本のとおり

パンチ帳票の種類、帳票一枚当たりの文字数、各帳票の発注見込件数は、別紙1「平成26年度 不動産取得税データパンチ委託件数」に示したものとする。

3 発注と納品の手順

発注と納品の日程については、別紙2「不動産取得税データパンチ委託業務日程表」のとおりとする。

乙は、発注日の午後4時以降に、福岡県税務課においてパンチ帳票及び記録媒体(CD-RW、正・副2枚)を受け取り、納品日の正午までにパンチ帳票及び作成したデータを記録した成果品を甲に納品するものとする。

4 データの構成

作成するデータの項目、属性、桁数等については、別紙3「データ変換仕様」による。

平成26年度 不動産取得税データバンク委託件数

税目 不動産取得税

帳票名	帳票1枚当たりの文字数			備考
	カナ	数字	漢字	
原始家屋入力票1	10	26	48	
原始家屋入力票2	10	26	48	18,700 帳票枚数は見込である。
原始家屋入力票3	10	26	48	
原始家屋入力票1	10	26	48	
原始家屋入力票2	10	26	48	300
原始家屋入力票3	10	26	48	
原始家屋入力票1	10	15	18	
原始家屋入力票2	10	15	18	300
原始家屋入力票3	10	15	18	
承継土地家屋入力票1	10	21	60	50,700
承継土地家屋入力票2	10	21	60	
承継土地家屋入力票1	10	21	60	9,200
承継土地家屋入力票2	10	21	60	
承継土地家屋入力票1	10	10	22	13,600
承継土地家屋入力票2	10	10	22	
不動産データ送付票		12		4,100

平成26年度 不動産取得税データ(パンチ委託業務日程表)

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	火	1	木	2	金	3	土	4	水	1	火	2	水	1	金	2	木	1	水	2	木	1	木
2	水	2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12	
3	木	3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13	
4	金	4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14	
5	土	5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15	
6	火	6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16	
7	木	7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17	
8	金	8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18	
9	土	9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19	
10	火	10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20	
11	木	11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21	
12	金	12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22	
13	土	13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23	
14	火	14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		24	
15	木	15		16		17		18		19		20		21		22		23		24		25	
16	水	16		17		18		19		20		21		22		23		24		25		26	
17	金	17		18		19		20		21		22		23		24		25		26		27	
18	土	18		19		20		21		22		23		24		25		26		27		28	
19	火	19		20		21		22		23		24		25		26		27		28		29	
20	木	20		21		22		23		24		25		26		27		28		29		30	
21	金	21		22		23		24		25		26		27		28		29		30		31	
22	土	22		23		24		25		26		27		28		29		30		31		1	
23	火	23		24		25		26		27		28		29		30		31		1		2	
24	水	24		25		26		27		28		29		30		31		1		2		3	
25	木	25		26		27		28		29		30		31		1		2		3		4	
26	金	26		27		28		29		30		31		1		2		3		4		5	
27	土	27		28		29		30		31		1		2		3		4		5		6	
28	火	28		29		30		31		1		2		3		4		5		6		7	
29	水	29		30		31		1		2		3		4		5		6		7		8	
30	木	30		31		1		2		3		4		5		6		7		8		9	
31	金	31		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	

品納※発注※

16:00に慢窓を取引にきてください。
12:00に新規品を取引に来てください。

発注・納品場所

税務課直税第二係(本庁8階北棟)担当
豊田 勝也

TEL 092-643-3070
FAX 092-643-3069

48	地上階数	NUM	3			0	0	地上階数
49	地下階数	NUM	2			0	0	地下階数
50	戸数	NUM	3			0	0	戸数
51	住宅面積	NUM	7.2			0.00	0.00	住宅面積
52	他面積	NUM	7.2	住宅以外の面積		0.00	0.00	その他面積
53	建床面積	NUM	7.2			0.00	0.00	建床面積
54	延床面積	NUM	7.2			0.00	0.00	合計面積
55	地積	NUM	7.2			0.00	0.00	合計面積
56	棟年月日	CHAR	7			NULL		
57	平米単価	NUM	11			0	0	平米単価
58	造成費	NUM	5			0	0	造成費
59	評価額	NUM	13			0	0	評価額
60	1m ² 当評点数	NUM	11			0	0	1m ² 当評点数
61	再建築評点数	NUM	11			0	0	原:再建築評点数
62	需給事情による減点修正率	NUM	1.4			0.0000	0.0000	補正率
63	在来家屋 住宅面積	NUM	7.2			0.00	0.00	在来家屋住宅面積
64	在来家屋 取得年月日	CHAR	7			NULL		在来家屋取得年月日
65	共同住宅等物件明細連番	NUM	2			0	0	(明細入力画面)
66	家屋種類(明細分)	CHAR	2			NULL		種類
67	住宅面積(明細分)	NUM	7.2			0.00	0.00	主從区分「01 主」である者が持つ家屋種類「共同住宅」、「併用共同住宅」である性別コードのみの作成とする。明細選択は30までとし、1レコードに30選択とする。
68	戸数(明細分)	NUM	2			0	0	戸数
69	他面積(明細分)	NUM	7.2			0.00	0.00	面積(その他)
70	戸数(明細分)	NUM	2			0	0	

書評　通価係るに墨家建築

不動産賃貸業者手帳

110

建築家屋に係る評価通知書

評価区分 1. 県 2. 市区町村

通知番号

市区町村 資料番号

課 税 番 号

県税コード	課税年度	データ外理別	登録番号

取 得 者 者	1	郵便番号	主	副	住所 フリガナ 氏名	共有者数 外名 持分
2	2	郵便番号	主	副	住所 フリガナ 氏名	持分

所在地 | 減点補正率 %

構造		用途								原因	屋根の構造	階層	取得年月日	床面積 m ²	評点数			
①	01	02	03	01	02	03	04	05	06	07	08	1	01	02	03	地上 元号 年	居住部分 他の部分 延床面積	1 m ² 当たり 再建築費
	04	05	06	09	10	11	12	13	14	15	18	2	04	05	06			
	07	08	09	17	18	19	20	21	22	23	24	3	07	08	09			
	()	25	90	91	99	()	4	()	()	()	()	()	()	()	()			
②	01	02	03	01	02	03	04	05	06	07	08	1	01	02	03	地上 元号 年	居住部分 他の部分 延床面積	1 m ² 当たり 再建築費
	04	05	06	09	10	11	12	13	14	15	16	2	04	05	06			
	07	08	09	17	18	19	20	21	22	23	24	3	07	08	09			
	()	25	90	91	99	()	4	()	()	()	()	()	()	()	()			
③	01	02	03	01	02	03	04	05	06	07	08	1	01	02	03	地上 元号 年	居住部分 他の部分 延床面積	1 m ² 当たり 再建築費
	04	05	06	09	10	11	12	13	14	15	16	2	04	05	06			
	07	08	09	17	18	19	20	21	22	23	24	3	07	08	09			
	()	25	90	91	99	()	4	()	()	()	()	()	()	()	()			

共同住宅等の内訳	m ² 戸	課税数						
在来家屋の住宅分 (在来住家用附属家を含む)	取得年月日	面積	取得年月日	面積	取得年月日	面積	取得年月日	面積

鉄骨 厚み mm	評点数	上界率又は換算率	1点単価	評価額
	X	X		
解家の有無 有 無		X	X	
	X	X		

適用建物	棟数	課税床面積
調査年月日		
調査員		
備考		
コード □ 控除	N	N
評価額		
コード □ 住宅控除	N	控除戸数
課税標準額	0 0 0	0 0 0
税率	8/100	8/100・3.5/100・4/100
税額	0 0	0 0
合計税額	0 0	0 0

原 始 家 屋 入 力 票 3

帳票宛手

評価区分 1. 県 2. 市区町村

通知番号

市区町村 資料番号

課 税 番 号

課税コード	課税年度	テータ選別	整理番号

取 得 者	1	郵便番号	主	副												
		住所														
		フリガナ													共有者数	持 分
2	2	郵便番号	主	副												
		住所														
		フリガナ													持 分	
所在地															減点補正率	%

構 造	用 途										原因	屋根の構造	階層	取得年月日	床面積 m ²	評 点 数
	01	02	03	01	02	03	04	05	06	07	08					
①	01	02	03	01	02	03	04	05	06	07	08	1	01	02	03	1 m ² 当たり
	04	05	06	09	10	11	12	13	14	15	16	2	04	05	06	
	07	08	09	17	18	19	20	21	22	23	24	3	07	08	09	再建築費
	()	25	90	91	99	()	4					()				
②	01	02	03	01	02	03	04	05	06	07	08	1	01	02	03	1 m ² 当たり
	04	05	06	09	10	11	12	13	14	15	16	2	04	05	06	
	07	08	09	17	18	19	20	21	22	23	24	3	07	08	09	再建築費
	()	25	90	91	99	()	4					()				
③	01	02	03	01	02	03	04	05	06	07	08	1	01	02	03	1 m ² 当たり
	04	05	06	09	10	11	12	13	14	15	16	2	04	05	06	
	07	08	09	17	18	19	20	21	22	23	24	3	07	08	09	再建築費
	()	25	90	91	99	()	4					()				

共同住宅等の内訳	m ² 戸	課税数						
在来家屋の住宅分 (在来住宅用附属家を含む)	取得年月日	面 積	取得年月日	面 積	取得年月日	面 積	取得年月日	面 積

鉄骨厚	厚み	mm	評 点 数	上昇率又は換算率	1点単価	評 価 額
			X	X		
解家の有無	有	無	X	X		

適用建物		棟 数		課税床面積	
調査年月日		合計評価額			
調査員		評 価 額			
備 考		コード □ 控除	N		N
		評 価 額			
		コード □ 住宅控除	N		控除戸数
		課税標準額	0.00		0.00
		税 率	8/100		3/100・3.5/100・4/100
		税 額	0.0		0.0
		合計税額	N		0.0

端票見本

地番								登記番号		課税年度									
住所		県コード		市町村コード		大字コード		小字コード		郵便番号		主		副					
コード																			
権利者 住所所 在者 義務者 住所所 在者 所		登記受付年月日		平成年月日		登記原因		地目		構造		用途		階数階		床面積m ²		価格円	
								コード	コード	コード	コード	コード	コード	コード	コード	固定	固定		
																()	()		
																()	()		
																()	()		
共同住宅等の内訳																			
m ²		戸		m ²		戸		m ²		戸		m ²		戸		戸			
m ²		戸		m ²		戸		m ²		戸		m ²		戸		戸			
筆數又は棟數																			
評価額		地積又は床面積																	
コード		控除額																	
控除コード		控除額																	
評価額		額																	
コード		住宅控除額																	
課税額		単額																	
税率		率																	
税額		額																	
合計																			

No. 一 價格通知書

市区
町村

権 郵便番号

利 住 所	カナ	共有着数	持 分	持
者 氏名		外名	—	—
義 住 所	カナ	共有着数	持 分	
務 氏名		外名	—	—

登記受付年月日 平成 年 月 日 登記 完買賃与交換競落錯誤回復民646相続遺贈譲り代弁時効

登記原因年月日 平成 年 月 日 原因 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 ()

所 在 地 番 家屋番号 登記地目 現況地目 構 造 用 途 階数 面 積 m² 價 格 百万 千

①		01 02 03 01 02 03 01 02 03 01 02 03 地上	固定
		04 05 06 04 05 06 04 05 06 04 05 06	
		07 08 09 07 08 09 07 08 09 07 08 09 地下	
		() ()	

②		01 02 03 01 02 03 01 02 03 01 02 03 地上	固定
		04 05 06 04 05 06 04 05 06 04 05 06	
		07 08 09 07 08 09 07 08 09 07 08 09 地下	
		() ()	

③		01 02 03 01 02 03 01 02 03 01 02 03 地上	固定
		04 05 06 04 05 06 04 05 06 04 05 06	
		07 08 09 07 08 09 07 08 09 07 08 09 地下	
		() ()	

(県税事務所)		持分割合 /	
		持分割合 /	
		持分割合 /	
		持分割合 /	

- ()内は、分筆・分割等により物件が異動したものについて1月1日現在の元番等の
事項を記入したものである。
○ 持分移転のとき持分額に併記した持分の割合を記入し、価格は持分にかかわらず総額
用を記入している。

備考

地目コード	構造コード	用途コード	登記原因コード
01…宅地	02…田	01…木造	01…売買
03…畑	04…山林	02…既存	02…借与
05…原野	06…保育地	03…既新	04…販落
07…池沼	08…公道	07…寄宿舎	05…贈與
09…墓地	10…周囲水路	08…併用住宅	06…回復
11…保安林	10…周囲水路	11…車庫	07…戻646
12…ため池	05…SRC	13…旅館・ホテル	08…相続
13…公園	12…遊技場	14…宿院・診療所	09…追跡
15…牧場	06…CB	15…ゴミ置場・プロパン庫	10…既設担保
16…境内地	14…保育放牧地	16…喫茶室	11…代位弁済
17…既道用地	18…学校用地	17…映画館	12…時効取
21…保留地(宅)	22…保留地(業)	18…公衆浴場	13…財産分与
23…在用農地(田)	24…在用農地(業)	22…公衆浴場	14…共有物分割
99…その他	21…木造・非木造	23…守衛所・管理所	15…信託
	99…その他	24…公民館	16…会社合併
		90…施設	17…法人分割
		91…简易宿泊施設	18…所有権保有
		92…販賣店舗	20…所有権保存
		93…販賣店舗	21…表示登
		94…会員登録	22…合意解除
		51…売買(未登記)	52…借与(未登記)
		53…交換(未登記)	55…贈與(未登記)
		99…その他	56…回復(未登記)

課 税 数	地積又は床面積	筆数又は棟数
合 計 評 価 額		
評 価 額		
コ ー ド 控 除		
評 価 額		
コ ー ド 住 宅 控 除		
課 税 標 準 額	0 0 , 0	0
税 率	3/100	3/100 · 3.5/100 · 4/1
税 額	0 , 0	
合 計 税 額	0 , 0	1

(入力票区分)

不動産データ持込票

バッチNo.	事務所コード ※1	市区町村コード			データ区分	種別 ※2	持込年月	
一						2	H	年 月

整理番号

--	--	--	--	--	--

から

↓

--	--	--	--	--	--

まで

※1 バッチNo.

種別毎ではなく持込月にかかる
(持込総数・当該持込票)を記載。

※2 種別コード

- 1 : 県原始家屋
- 2 : 市原始家屋
- 3 : 承継土地
- 5 : 承継家屋

持込枚数(総枚数)

--	--	--	--	--

枚

持込件数(課税件数)

--	--	--	--	--

件

市区町村名・コード対応表

博多(01)	西福岡(03)	北九州東(05)	北九州西(06)	飯塚・直方(07)	久留米(08)	八女郡
福岡市	福岡市	北九州市	北九州市	204 直方市	202 大牟田市	544 広川町
132 博多区	133 中央区	101 門司区	103 若松区	205 飯塚市	203 久留米市	
134 南区	135 西区	106 小倉北区	105 戸畠区	206 田川市	207 柳川市	
東福岡(02)	136 城南区	107 小倉南区	108 八幡東区	226 宮若市	210 八女市	
福岡市	137 早良区		109 八幡西区	227 嘉麻市	211 筑後市	
131 東区		213 行橋市			212 大川市	
220 宗像市	230 糸島市	214 薩摩前市	215 中間市	鞍手郡	216 小郡市	
223 古賀市		京都郡	遠賀郡	401 小竹町	225 うきは市	
224 福津市		621 筑前町	381 芦屋町	402 鞍手町	228 朝倉市	
粕屋郡		625 みやこ町	382 水巻町	嘉德郡	229 みやま市	
341 宇美町		築上郡	383 岡垣町	421 桂川町	朝倉郡	
342 篠栗町	筑紫(04)	642 吉富町	384 遠賀町	田川郡	447 筑前町	
343 志免町	217 筑紫野市	646 上毛町		601 香春町	448 京峰村	
344 須恵町	218 春日市	647 築上町		602 添田町	三井郡	
345 新宮町	219 大野城市			604 糸田町	503 大刀洗町	
348 久山町	221 太宰府市			605 川崎町	三潴郡	
349 粕屋町	筑紫郡			608 大任町	609 赤村	522 大木町
	305 那珂川町			610 福智町		

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならぬ。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることができないようしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(安全確保の措置)

- 第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

- 第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはな

らないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第9 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができるものとする。

(指示及び報告)

第11 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(運搬)

第12 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

県税の賦課徴収事務を対象とする「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の要旨抜粋

頁	内 容		
I 基本情報（P 3～7）			
3	・事務の名称、内容、対象人数、税務システム他4システムの情報、番号利用の根拠法令等を記載。		
7	・マイナンバー制度導入後の県税の賦課徴収事務の流れについて。イメージ図（別添1）を参考。		
II 特定個人情報ファイルの概要（P 8～27）			
8	・特定個人情報ファイルに記録される項目等の基本情報を記載。		
9	・特定個人情報の入手・使用、委託、提供・移転、保管・消去に関する事項。		
16	・税務システムデータベースファイルの記録項目を記載。（全100ファイル、約4千項目）		
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（P 28～35）			
28	・特定個人情報の取扱いにおけるリスク対策を、6つの項目別に記載。以下、リスク対策の概略。		
	リスク項目	リスクの例示	県の措置内容
① 入手の際 (情報提供NW以外の接続による) NW…ネットワークの略	1 対象者以外の情報入手	入手の際の情報チェックを必須とする。(例：本人→個人番号カードの提示等、他機関→システムによるチェック)	
	2 不適切な方法での入手	様式を定めて、不必要的情報を入手しないよう防止措置をとる。	
	3 入手した情報が不正確	様式を定めて利用目的を明確化。法令で定める安全措置をとる。	
	4 入手の際の漏えい・紛失	個人番号カード等によりマイナンバーの真正性確認等を行う。 本人からの変更の申し出、住基ネットの使用による随時確認等。	
		書面の場合は原則直受けする。法令で定める安全措置をとる。	
29	② 使用の際	1 目的外の紐付け	税務情報以外の情報保有はしない。
		2 事務に必要なない番号の紐付け	個人ごとのユーザーIDとパスワードにより、アクセス制御。 従事する業務に応じて、必要な権限を付与。
		3 権限のない職員のアクセス	個人ごとのユーザーIDとパスワードにより、アクセス制御。
		4 事務外で利用	研修の開催。税務は地方税法による税務吏員の罰則規定あり。
		5 不正に複製	個人での複製をシステム制限。
30	③ 委託の際	1 委託先による不正な入手・使用等	委託契約に、個人情報の秘密の保持、安全措置の確保等を定める。
		2 再委託	再委託は該当なし。
31	④ 提供・移転の際 (情報提供NW以外の接続による)	1～2 不正・不適切な情報提供	自由に提供業務ができないようシステム制御をかける。 法令で定める安全確保措置をとる。提供記録の保存期間は7年。
		3 誤った情報の提供	提供の際は、必ず上長の承認を得る。
32		1～4 目的外、安全でない方法、情報が不正確、漏えい・紛失	外部との接続窓口となる中間サーバーについて、総務大臣が特定個人情報保護委員会との協議を経て設置・管理することで、安全性を担保。※情報提供NWに接続しての提供は該当なし
34	⑥ 保管・消去の際	1 保管場所からの漏えい・滅失・毀損	サーバー設置施設において、①物理的措置(生体認証による入退場制限等)、②技術的措置(ウイルス対策・不正アクセス対策等)等をとる。
		2 古い情報のまま	基本4情報を随時更新する。
		3 消去されない	紙媒体の適正処理(溶解処理等)、電子媒体の非復元処理。
IV その他のリスク対策			
36	・自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発の方法等を記載。以下概略。		
	1	① 自己点検	定期的な自己点検を実施。
		② 監査	定期又は隨時で監査を実施。
	2	教育・啓発	従業員に個人情報保護に関する啓発研修等を実施。委託業者にも実施を義務付ける。
V 開示請求、問合せ			
37	・情報開示の請求先、請求方法等を記載。特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先を記載。		
VI 評価実施手続			
38	・パブリックコメント及び第三者点検の方法、実施日・期間等を記載。		

● 個人情報取扱特記事項に標準的に記載されている内容

	見出し	条文の概略
第1	基本的事項	委託業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
第2	秘密の保持	委託業者は、事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。
第3	収集の制限	委託業者は、個人情報を収集するときには、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
第4	安全確保の措置	委託業者は、知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
第5	作業場所の特定	委託業者は、作業を行う場所を明確にし、あらかじめ承諾を得るものとする。
第6	利用及び提供の制限	委託業者は、知り得た個人情報を、当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。
第7	複写又は複製の禁止	委託業者は、提供された個人情報が記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
第8	再委託の禁止	委託業者は、県の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。
第9	資料等の返還等	委託業者は、個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。
第10	従事者への研修	委託業者は、個人情報の保護に関し必要な事項を研修する。
第11	事故報告	委託業者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに県に報告し、指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずる。
第12	調査	県は、委託業者が取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。
第13	指示及び報告	県は、個人情報の適切な管理を確保するため、委託業者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告や資料の提出を求めることができる。
第14	取扱記録の作成	委託業者は、取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、県に報告する。
第15	運搬	委託業者は、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、委託業者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。
第16	契約解除及び損害賠償	県は、委託業者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

平成26年 8月26日
特定個人情報保護委員会

特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める
審査の観点における主な考慮事項

特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10(2)に定める審査の観点に基づき、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか(適合性)、特定個人情報保護評価の内容は指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか(妥当性)等を審査するため、指針に定める審査の観点に加え、審査の観点における主な考慮事項を下記のとおりとする。

【凡例】

- ()数字：審査の観点(指針第10(2))
○数字：審査の観点における主な考慮事項
数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)

I. 適合性

- (1) しきい値判断に誤りはないか。
- (2) 適切な実施主体が実施しているか。
 1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。
- (3) 公表しない部分は適切な範囲か。
- (4) 適切な時期に実施しているか。
- (5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- (6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。

II. 妥当性

- (7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- (8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。
2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。
 3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。
 4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。
 5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。
 6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。
 7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。
- ② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。
8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。
 9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。
 10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。
 11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。
 12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。
 13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の窓口の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との窓口の方法や窓口の理由を具体的に記載しているか。
 14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。
 15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与える場合の決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。
 16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせが必要な理由を具体的に記載しているか。
 17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。
19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。
21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。
22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。
23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。

(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。

- (10) 特定されたリスクを軽減するために講すべき措置についての記載は具体的か。
- (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
 31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

- ④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものが。
36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。
- ⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講すべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。
41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正

な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ず

べき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、

特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。
71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。
72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。
73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。

⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。